

川崎市国民保護計画

平成27年3月

川 崎 市

目 次

第1部 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	
2 市国民保護計画の目的等	
3 市国民保護計画の構成	
4 市国民保護計画の見直し、変更手続	
5 各局（室）区における対応	
第2章 国民保護措置に関する基本方針	6
1 基本人権の尊重	
2 国民の権利利益の迅速な救済	
3 国民に対する情報提供	
4 関係機関相互の連携協力の確保	
5 国民の協力	
6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	
8 国民保護措置に従事する者等の安全確保	
9 地域特性への配慮	
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	9
第4章 市の地理的、社会的特徴	17
1 地理的特徴	
2 社会的特徴	
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	21
1 武力攻撃事態	
2 緊急対処事態	

第2部 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等	23
第1 市における組織・体制の整備	23
1 各局（室）区における平素の業務	
2 市職員の体制	
3 消防機関の体制	
第2 関係機関との連携体制の整備	28

1 基本的考え方	
2 国との連携	
3 県との連携	
4 他の自治体との連携	
5 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携	
6 自主防災組織等に対する支援	
第3章 通信の確保	31
1 通信体制の整備	
2 実践的な通信訓練の実施	
3 非常時の通信体制の確保	
第4章 情報収集・提供等の体制整備	34
1 基本的考え方	
2 警報等の伝達に必要な準備	
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	
4 被災情報の収集、整理及び提供に必要な準備	
第5章 国民の権利利益の救済に係る手続等	37
1 国民の権利利益の迅速な救済	
2 市の行政サービスの維持・継続	
3 国民の権利利益に関する文書の保存	
第6章 研修及び訓練	38
1 研修	
2 訓練	
第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	41
1 避難に関する基本的事項	
2 避難実施要領のパターンの作成	
3 救援に関する基本的事項	
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	
5 避難施設の指定	
第3章 生活関連等施設の把握等	46
1 生活関連等施設の把握と安全確保	
2 市が管理する公共施設等における警戒	
第4章 物資及び資器材の備蓄、整備	48
1 市民における備蓄	
2 市における備蓄	
3 平素からの連携構築	

4 市が管理する施設、設備の整備及び点検等	
第5章 国民保護に関する啓発	50
1 国民保護措置に関する啓発	
2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	
第3部 武力攻撃事態等への対処	
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	52
1 事態認定前における体制及び初動措置等	
2 市国民保護対策本部体制への移行	
第2章 市国民保護対策本部の設置等	59
1 市対策本部の設置	
2 通信の確保	
第3章 関係機関相互の連携	69
1 国・県の対策本部との連携	
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	
6 市の行う応援等	
7 ボランティア団体等に対する支援等	
8 住民への協力要請	
第4章 警報及び避難の指示等	73
第1 警報の伝達等	73
1 警報の内容の伝達等	
2 警報の内容の伝達方法	
3 緊急通報の伝達及び通知	
第2 避難住民の誘導等	75
1 避難の指示の通知・伝達	
2 避難実施要領の策定	
3 避難住民の誘導	
4 他の市町村からの避難住民の受け入れ	
※参考資料 一 避難における武力攻撃事態の類型に応じた留意点 一	84
第5章 救援	87
1 救援の実施	
2 関係機関との連携	

3 救援の内容	
4 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項	
5 救援の際の物資の売渡し要請等	
第6章 安否情報の収集・提供	101
1 安否情報の収集	
2 県に対する報告	
3 安否情報の照会に対する回答	
4 日本赤十字社に対する協力	
第7章 武力攻撃災害への対処	104
第1 武力攻撃災害への対処	104
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	
2 武力攻撃災害の兆候の通報	
第2 応急措置等	105
1 退避の指示	
2 警戒区域の設定	
3 応急公用負担等	
4 消防に関する措置等	
第3 生活関連等施設における災害への対処等	109
1 生活関連等施設の安全確保	
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	
3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	
第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等	111
1 武力攻撃原子力災害への対処	
2 N B C攻撃による災害への対処	
第8章 被災情報の収集及び報告	117
第9章 保健衛生の確保その他の措置	118
1 保健衛生の確保	
2 廃棄物の処理	
第10章 国民生活の安定に関する措置	121
1 生活関連物資等の価格安定	
2 避難住民等の生活安定等	
3 生活基盤等の確保	
第11章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	123
1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義	
2 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	

- 3 赤十字標章等の交付及び管理
- 4 特殊標章等の交付及び管理
- 5 特殊標章等に係る普及啓発

第4部 復旧等

第1章 応急の復旧	126
1 基本的考え方	
2 公共的施設の応急の復旧	
第2章 武力攻撃災害の復旧	127
1 国における法制整備等を踏まえた復旧の実施	
2 市が管理する施設及び設備の復旧	
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	128
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	
2 損失補償、実費弁償及び損害補償	
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	

第5部 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態	129
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	

第6部 資料編

用語集	130
-----	-----

第1部 総論

第1部 総 論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 [《危機管理室》](#)

川崎市は、「真の恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願である。」として、核兵器廃絶平和都市となることを宣言し、積極的に数々の平和施策を実行してきた。また、平素から、国際的な協調に基づく外交政策等により、我が国への脅威を未然に防ぐことは、平和と安全・安心を確保するためには、何より重要である。

しかし、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、その生命、身体及び財産を保護することは、地方自治体の基本的な責務である。

そのため、次のとおり、市の責務を明らかにするとともに、川崎市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）、その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び神奈川県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

(2) 市国民保護計画の作成

市は、その責務にかんがみ、県国民保護計画を踏まえ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

2 市国民保護計画の目的等

(1) 市国民保護計画の目的

市国民保護計画は、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等において市の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、市域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とする。

(2) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ・ 市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・ 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・ 市域に係る国民保護措置に關し市長が必要と認める事項

※ また、本市は政令指定都市であることから、国民保護法第184条第1項に掲げる次の事項についても、県国民保護計画に準じて、市国民保護計画に定める。

- ・ 避難住民等の救援に関する措置
- ・ 避難施設の指定等
- ・ 赤十字標章、特殊標章等の交付等
- ・ 関係する財政上の措置等

(3) 市国民保護計画の対象となる者

市域に居住又は滞在している者（市外からの避難住民等も含む。）

(4) 市国民保護計画の対象地域

市内全域（市域を越える避難を実施する場合は避難先地域及び避難途上も含む。）

※この計画において、各局室区、総務局危機管理室については、市国民保護警戒本部体制又は市国民保護対策本部体制が設置された場合には、各部、各区本部、本部事務局に読み替える。

また、市長等の役職の記載においても、各本部体制が設置された場合には、第3部第1章及び第2章の記載内容に基づき、市対策本部長等の本部体制の役職に読み替える。

なお、この計画に定めのない事項については、川崎市地域防災計画を準用するものとする。

【参考1】

(1) 国の責務

ア 基本的事項

(ア) 基本指針を定めること。

(イ) 武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施すること。

(ウ) 地方公共団体、指定公共機関の実施する国民保護措置を的確かつ迅速に支援すること。

(エ) 国民保護措置に關し国費による適切な措置を講じること。

イ 国が実施する主な措置

- (ア) 警報の発令、避難措置の指示
 - (イ) 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集・提供
 - (ウ) 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示
 - (エ) 生活関連等施設の安全確保に関する措置
 - (オ) 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置
 - (カ) 放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置
 - (キ) 被災情報の公表その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - (ク) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置
 - (ケ) 武力攻撃災害の復旧に関する措置
- (2) 県の責務
- ア 基本的事項
 - (ア) 国及び他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に關し、必要な措置を実施する。
 - (イ) 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
 - (ウ) 県の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
 - (エ) 知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。
- イ 県が実施する主な措置
- (ア) 警報の市町村長等への通知
 - (イ) 住民への避難の指示
 - (ウ) 県の区域を越える住民の避難に関する措置
 - (エ) 避難住民等の救援
 - (オ) 安否情報の収集及び提供
 - (カ) 緊急通報の発令
 - (キ) 武力攻撃災害を防除及び軽減するための措置
 - (ク) 生活関連等施設の安全確保
 - (ケ) 保健衛生の確保
 - (コ) 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置
 - (ケ) 武力攻撃災害の復旧に関する措置
- (3) 指定公共機関・指定地方公共機関の責務
- ア 基本的事項
 - 指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、その業務に関して必要な国民を保護するための措置を実施する。
- イ 指定公共機関、指定地方公共機関が実施する主な措置
- (ア) 放送事業者
 - 警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送
 - (イ) 運送事業者

- 避難住民、緊急物資の運送
- (ア) 医療事業者
 - 医療の実施
- (イ) ライフライン事業者
 - 電気、ガス等の安定供給
- (オ) 電気通信事業者
 - 通信の確保

【参考2】

政令指定都市（又はその市長）においては、次の事項については国民保護法第184条の規定により大都市の特例が適用されるため、県（又は知事）に代わり実施する。

内 容	国民保護法上での規定
避難住民等の救援に関する措置	第74～93条（一部を除く）
避難施設の指定	第148条
避難施設に関する届出	第149条
赤十字標章等の交付等	第157条第2項
財政上の措置等（医療関係者に対する実費弁償）	第159条第2項
財政上の措置等（医療関係者に対する損害補償）	第160条第2項

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各部により構成する。

- 第1部 総論
- 第2部 平素からの備えや予防
- 第3部 武力攻撃事態等への対処
- 第4部 復旧等
- 第5部 緊急対処事態への対処
- 資料編

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

（1）市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、川崎市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

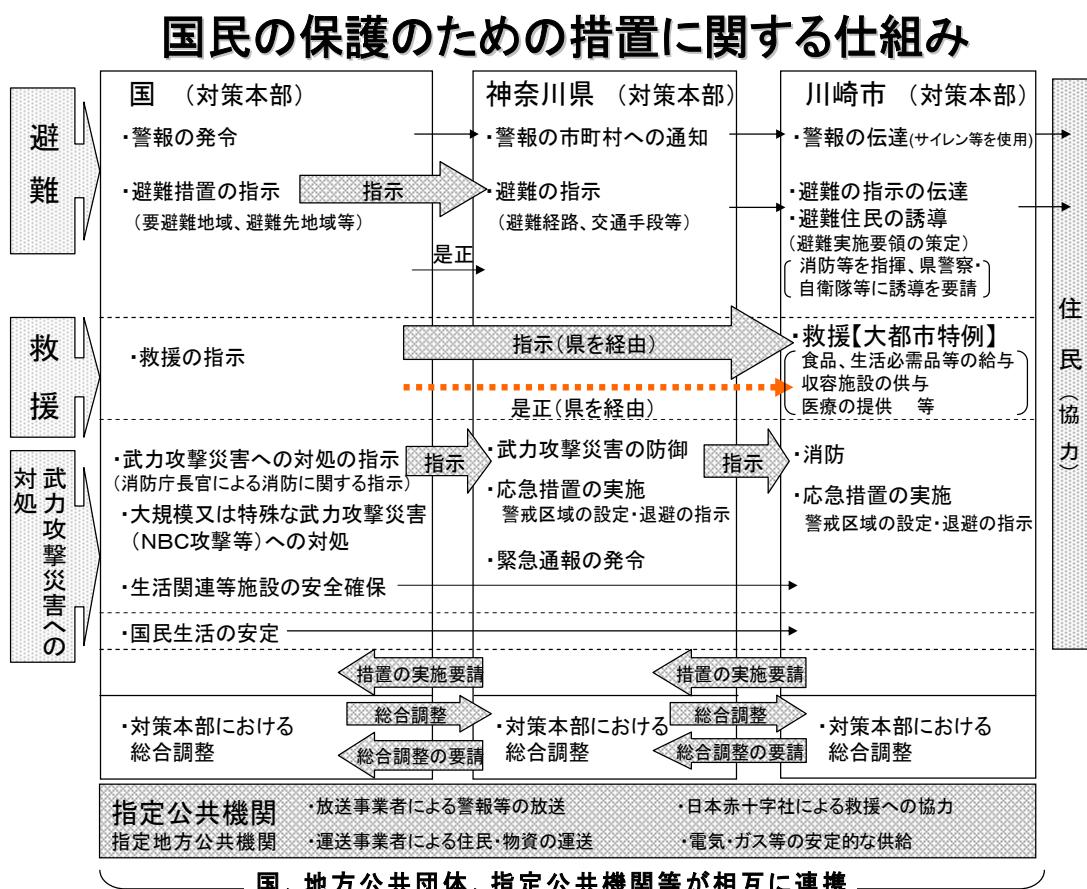
（2）市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、神奈川県知事（以下「知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

5 各局（室）区における対応

各局（室）区は、市国民保護計画に定める分掌事務の実施に関し、各局（室）区危機管理マニュアル等の中で明記するなど、市の実施する国民保護措置等の事務が、的確かつ迅速に行われるよう努める。

【国民保護措置の全体の仕組み】



第2章 国民保護措置に関する基本方針 **《危機管理室》**

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられる場合であっても、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。特に日本語による情報が届きにくい外国人市民に配慮する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣する市区町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、協力を要請された国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人市民その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、この計画のすべての事項を通じて、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うものとする。

なお、市は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 地域特性への配慮

川崎市は、首都圏の中心部に位置し、東京都と横浜市の2大都市に隣接した細長い地形であり、東京を中心とする多数の幹線道路、鉄道路線が市域を横断している。このため、都心へのアクセス環境の良さから、宅地開発が進み、人口密度は1km²当たり10,033人（平成25年10月1日時点）と都市化が進んだ過密都市となっている。

一方、本市は、京浜工業地帯の中核として、臨海部は、日本有数の石油コンビナート地帯であるが、羽田空港、国際戦略港湾である川崎港、首都圏の広域的幹線道路へのアクセスの良さを生かし、近年、大規模流通ターミナルの建設等の重工業からの事業転換もあり、また、内陸部に立地する大企業の事業所の中には、地方都市や海外への移転、事業所の統廃合等で、撤退したものもあるが、IT関係を中心とする研究開発拠点として再編された事業所も多く、産業構造の変化が進む中で、高次の情報サービス機能や高度な加工技術を有する企業が多数立地する活力ある産業集積が形成されている。

また、転出した事業所等の跡地には、駅周辺の利便性の高いことを生かし、大規模高層住宅、高い集客力を有する複合商業施設が建設されるなど、ターミナル駅周辺の都市拠点の整備が行われている。なお、研究用原子炉の存在にも留意する必要がある。

（本市の主な地域特性）

- ・ 東京、横浜に接し、首都圏の中心部に位置すること（都市化、人口の過密化の進行）
- ・ 京浜臨海部における石油コンビナート施設等があること
- ・ 原子力関連施設があること（川崎区浮島町地内、麻生区王禅寺地内）
- ・ 国際戦略港湾川崎港があること
- ・ 再拡張・国際化された羽田空港に隣接すること
- ・ 大規模集客施設（等々力競技場・川崎競輪場・川崎競馬場・よみうりランド・シネマコンプレックスや音楽ホール等を有する大型複合商業施設等）が点在すること
- ・ IT産業等の研究開発施設があること
- ・ 大規模高層住宅が急増していること

（本市に隣接する自治体）

神奈川県：横浜市（鶴見区、港北区、都筑区、青葉区） 千葉県：木更津市
東京都：大田区、世田谷区、稻城市、狛江市、多摩市、調布市、町田市

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 《危機管理室》

国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関が、国民保護措置の実施に当たりおおむね行う事務又は業務の大綱（概要）を明示する。

【国民保護措置の実施主体である主な関係機関】

- ・ 市
- ・ 神奈川県
- ・ 指定地方行政機関
- ・ 自衛隊
- ・ 指定公共機関
- ・ 指定地方公共機関

【参考】地域防災計画に記載されるその他の防災機関等

【関係機関の事務又は業務の大綱】

第1節 市

川崎市	1 市国民保護計画の作成
	2 市国民保護協議会の設置、運営
	3 川崎市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）及び川崎市緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練の実施
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の市民の避難に関する措置の実施
	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第2節 県

神奈川県	1 県国民保護計画の作成
	2 神奈川県国民保護協議会の設置、運営
	3 神奈川県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び神奈川県緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練の実施
	5 警報の通知
	6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
	8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	9 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
	10 交通規制の実施
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第3節 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 約
1 関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
2 関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
3 関東財務局 (横浜財務事務所)	1 財政融資資金の貸付 2 金融機関等に関する措置 3 国有財産の無償貸付 4 財政上の措置

4 横浜税関 (川崎税関支署)	輸入物資の通関手続
5 関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
6 神奈川労働局 (川崎南・北労働基準監督署)	1 工場・建設現場等事業場における被害拡大防止のための指導等 2 復旧・復興工事の労働災害防止の指導等 3 被災者の雇用対策
7 関東農政局	1 武力攻撃災害時における応急用食料の調達・供給に関する事務 2 農業関連施設の応急復旧
8 関東森林管理局 (東京神奈川森林管理署)	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
9 関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
10 関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
11 関東地方整備局 (京浜河川事務所) (川崎国道事務所) (横浜国道事務所) (京浜港湾事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
12 関東運輸局 (神奈川運輸支局) (川崎海運支局)	1 運送事業者との連絡調整 2 運送施設及び車両等の安全保安
13 東京航空局 (東京空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
14 東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
15 東京管区気象台 (横浜地方気象台)	気象状況等の把握及び気象警報・情報等の提供

16 第三管区海上保安本部 (横浜海上保安部、川崎海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火・防除活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
17 関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
18 南関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

第4節 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 約
1 自衛隊 陸上自衛隊 (第31普通科連隊) 海上自衛隊 (横須賀地方総監部)	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

第5節 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 約
1 日本赤十字社 (神奈川県支部)	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 救援物資の備蓄及び配分 4 武力攻撃災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
2 (独)国立病院機構	医療助産等救護活動の実施

3 公共的施設管理者 (東日本高速道路株) (首都高速道路株) (中日本高速道路株)	1 道路の適切な管理 2 道路の応急復旧
4 電気事業者 東京電力株 (川崎支社) (川崎支社高津営業センター) 電源開発株	1 施設の整備及び点検 2 被災地に対する電力供給の確保 3 被災施設の応急復旧
5 東京ガス株	1 施設の整備及び点検 2 被災施設の応急復旧
6 バス事業者 (小田急バス株) (神奈川中央交通株) (京浜急行バス株) (東急バス株)	避難住民の運送の確保
7 鉄道事業者 (日本貨物鉄道株) (東海旅客鉄道株) (東日本旅客鉄道株) (小田急電鉄株) (京王電鉄株) (京浜急行電鉄株) (相模鉄道株) (東京急行電鉄株)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保 2 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
8 内航海運事業者 (井本商運株) (近海垂船物流株)	緊急物資の運送の確保
9 トラック事業者 (佐川急便株) (西濃運輸株) (日本通運株) (福山通運株) (ヤマト運輸株)	緊急物資の運送の確保

10 電気通信事業者 (東日本電信電話株) (エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)) (KDDI(株)) (ソフトバンクテレコム(株)) (株)NTTドコモ (ソフトバンクモバイル(株))	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い 3 電気通信施設の被害調査及び復旧
11 放送事業者 (日本放送協会) (株)テレビ朝日 (株)テレビ東京 (株)TBSテレビ (株)フジテレビジョン (日本テレビ放送網株) (株)ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ (株)日経ラジオ社 (株)ニッポン放送 (株)文化放送	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
12 日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
13 日本郵便株式会社	郵便の送達の確保

第6節 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 約
1 (社)神奈川県医師会 (社)神奈川県歯科医師会 (社)神奈川県薬剤師会 (社)神奈川県看護協会 (独立)神奈川県立病院機構	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
2 (社)神奈川県バス協会	避難住民の運送の確保
3 (社)神奈川県トラック協会	緊急物資の運送の確保

4 放送事業者 (株)アル・エフ・ジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株)	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
5 (社)神奈川県LPガス協会 (川崎南支部、川崎北支部)	1 施設の整備及び点検 2 被災地に対する燃料供給の確保 3 被災施設の応急復旧

【参考】地域防災計画に記載されている、その他の防災機関等の事務又は業務の大綱

市は、国民保護計画においても地域防災計画と同様の協力が得られるよう、平素からこれらの関係機関等との連携・協力体制の構築に努力する。また、その他、本市と防災協定等を締結している防災関係機関等については、地域防災計画資料編に掲載する。

○ その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(株)神奈川新聞社	災害情報及び災害対策に関する報道
(社)川崎建設業協会	1 道路・河川等応急対策に関する協力 2 復旧用資機材及び人員の確保
神奈川建設重機協同組合	復旧用建設重機等資機材及び人員の確保
商工会議所等商工関係団体	1 被害調査及び応急対策への協力 2 物資・資機材の確保についての協力
金融機関	被災事業者に対する資金融資
(株)神奈川臨海鉄道	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保 2 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
(社)川崎市医師会 (社)川崎市歯科医師会 (社)川崎市薬剤師会 (社)川崎市看護協会 (社)神奈川県柔道整復師会	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 3 医療救護班による応急医療対策への協力

（公）川崎市病院協会	医療救護病院における医療対策
川崎鶴見臨港バス株	避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
社会福祉施設管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災用施設の整備及び避難訓練の実施 2 入所者の保護及び安全確保 3 災害時要援護者の支援
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時の文教対策
危険物施設、高圧ガス施設、放射性物質取扱い施設、地下街等の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設についての災害防止上の自主検査と安全管理の徹底 2 防災施設の整備並びに点検の実施 3 自衛消防組織の整備 4 従業員に対する防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施 5 施設利用者の避難等安全確保
かわさき市民放送株 (かわさきエフエム)	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 2 防災に関する啓発活動

○ 住民組織

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 約
自主防災組織 町内会・自治会	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及 2 情報伝達・消火・避難・救護等の計画及び訓練の実施 3 防災用資器材の整備・点検

第4章 市の地理的、社会的特徴 《危機管理室》

市が、国民保護措置を実施するに当たり、特に留意することが必要な市の地理的、社会的特徴等について明示する。

1 地理的特徴

(1) 位置・面積等

本市は、神奈川県の北東部に位置し、北は多摩川を挟んで東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接し、西は多摩丘陵をひかえ、東は東京湾に臨んでいる。

位置は、東経139度47分46秒から139度26分55秒、北緯35度38分34秒から35度28分11秒であり、面積は**144.35km²**（神奈川県の約6%）を占めるが、政令指定都市（19市）の中では最も狭い。

(2) 地形

市域は多摩川の上流に向かって次々に拡大されたため、南東から北西へ延長約**33.13km**（最短部**1.22km**）にわたる細長い地形となっている。旧石器時代や縄文時代の遺跡群が見られる北西部の一部丘陵地を除いて起伏が少なく、市域の多くは海底に多摩川の運ぶ土砂が堆積することによって形成された。また、臨海部には明治時代後期から始まった大規模（川崎区総面積の**40%**以上を占める。）な埋立地が広がり、神奈川県下でも比較的平坦な地域である。

このように川崎市は、自然的、地理的条件あるいは市域を分断する形で通過している鉄道、道路網とあいまって南東部（臨海部）の重工業地域と、北西部（内陸部、丘陵部）の住宅地域という性格の異なった地域の結合により都市が形成されている。

(3) 海岸線及び水路等

臨海部はそのほとんどを島状の埋立地が占め、橋りょうやトンネルで結ぶ形で形成されている。その先端には国際戦略港湾である川崎港があり、大型船の接岸可能な岸壁を有する。近年この地区は港湾機能の拡充を図りつつ、大規模地震発生時に緊急物資を輸送する耐震強化岸壁の整備や国による基幹的広域防災拠点の整備が行われた。また、経済活動を維持し、国際物流機能を確保するための耐震強化岸壁を、港湾計画に位置付けている。

多摩川では国土交通省と川崎市の共用となる大師河原河川防災ステーションの設置や、同省による緊急河川敷道路の整備が両岸で進められている。

(4) 気象

本市の年間の平均気温の平年値は16度前後と温暖である。横浜地方気象台の観測データでは、月平均気温の平年値は1月の5.9度が最低値、8月の26.7度が最高値である。

年間降水量は、この10年は1,400～2,000mmとなっている。また、過去10年間（平成16年～25年度）の市内での1時間雨量50mm以上の発生日数は平均2.5日発生しており、最大1時間雨量は、中原区及び高津区の観測地において85mmを記録している。

（横浜気象台気象概況、川崎市の災害概要、川崎市統計情報）

2 社会的特徴

(1) 人口及び人口分布

市の人口は**1,448,196**人（平成**25**年**10**月**1**日時点）、世帯数は**678,310**世帯であり、市全体の人口密度は**1 k m²**当たり**10,033**人（面積**144.35 k m²**）となる。人口密度を区別に見ると、川崎区の**5,416**人・麻生区の**7,516**人以外の各区はみな1万人を超え、政令指定都市では、大阪市に次ぐ過密都市となっている。

近年事業所の市域外への移転や、駅周辺の再開発等が顕在化する中、その跡地を大規模集合住宅用地として再開発することや、中・北部地域における宅地開発等により、人口増加比率では政令市及び東京都区部の中では上位に位置している。

最新の国勢調査（平成**22**年）によると昼間人口比率は**89.5%**であり、7区のうち川崎区については、昼間人口が夜間人口を上回っている。また、年齢別に見ると、15歳未満の人口は約**18.6**万人（約**13%**）で、中でも0歳から4歳までの人口は約**6.7**万人（約**5%**）である。また、65歳以上の人団は約**23.7**万人（約**17%**）である。

このように、本市は、人口が増加しており、人口及び住宅の過密集中による被害拡大や、市外通学・通勤者が多く、高齢者の人口増加が著しいため、昼間の対応についても、十分検討しなければならない。

(2) 土地

最新の川崎市の土地利用現況（平成**22**年度調査結果）によれば、市域面積の**84.8%**が都市的土地区画に供されており、自然的土地区画は市域の**15.2%**となっている。都市的土地区画の内訳は、住宅系土地区画**32.9%**、商業系土地区画**4.3%**、工業用地**11.2%**となっている。

平成**21**年末現在の都市計画区域は、**14,435ha**で、このうち市街化区域は**12,726ha (88%)**、市街化調整区域**1,709ha (12%)**となっている。

用途地域別では、良好な住居の環境を保護するための住居専用地域の指定は、特に市域北部に多く、また、政令市で比較した場合、市街化区域における工業専用地域の割合が極めて高く、特に臨海部は工業系用途に特化している。

(3) 交通

川崎市は、東京都と横浜市の2大都市に隣接した細長い地形のため、東京を中心とした放射状の交通網が多数存在し、市域を横断している。それに比べて市の臨海部と北西部丘陵地帯とを結ぶ市域を縦貫する交通網は、質、量ともに整備が遅れている。

鉄道網については、JR、私鉄各線合わせて15路線あるが、そのうち市域を縦貫する旅客路線はJR南武線だけである。また、市域を横断する私鉄各線は近年複々線化や他の会社線からの相互乗り入れ等が進み、近隣都市への輸送力が増加している。とりわけJR横須賀線武藏小杉駅の開業により、JR南武線から都心、成田空港、伊豆方面への乗り換えが便利になるとともに、東急東横線、目黒線との乗り換えもでき、市内の新たな交通拠点として、利便性向上が図られている。

道路網についても、市域を横断する国道、県道、自動車専用道路などの9路線の主要幹線道路は、その大部分が4車線以上に整備されているのに比べ、市域を縦貫する路線は、国道**409**号～川崎府中線（府中街道）、鶴見溝ノ口線～野川菅生線（尻手黒川線）、幸多摩線（多摩沿線道路）の3路線と少なく、整備が遅れている。これらの状況緩和のため、平成**8**年**3**月にはJR南武線の連続立体交差事業（武蔵小杉～第三京浜道路交差部）が完了し、平成**14**年**4**月には、東京湾横断道路（アクアライン）と接続する川崎縦貫道路（I期区間）のうち、川崎浮島ジャンクション～殿町出入口までが開通、また平成**22**年**10**月には、殿町～大師ジャンクションまでが開通となった。

また、今後は羽田空港が再拡張国際化されたことから、本市側（神奈川県側）からの新たな神奈川口開設への調整に伴い、アクセス網の整備が必要とされる。

(4) 都市構造

ア 都市化・再開発

高度成長化の中、京浜工業地帯の中核として急成長を遂げた本市であるが、近年多くの企業は輸送網が整備され、地価・人件費等の比較的安価な地方都市及び海外への移転、事業所の統廃合等を進め、市域からの転出が続いている。その結果、市内の主要駅周辺においても跡地利用として、大規模集合住宅や大規模集客施設が立ち並ぶこととなり、第三次産業の発展や鉄道各線の輸送力の向上ともあいまって、顕著に人口の増加が進んでいる。しかしながら、鉄道から離れた地域に目を向ければ、木造家屋が密集し、住宅環境の整備が難しく、新たな人口流入が見込めないため、結果的に高齢化が進んでしまうといった現象が垣間見られる地域もある。

イ 産業活動

臨海部については石油化学コンビナートを形成し重化学工業を中心ではあるが、流通産業の大規模ターミナルの建設など、産業構造の変革が見受けられる。今後は、羽田空港の再拡張国際化等に伴い、ますます流通産業のハブ都市としての発展も予想される。

内陸部においては、IT関連を中心とする研究開発拠点として再編された事業所も多く、産業構造の変化が進む中で、高次の情報サービス機能や高度な加工技術を有する企業も多数立地する活力ある産業集積が形成されている。

ターミナル駅周辺の都市拠点においては、大規模複合商業施設でのサービス業に従事する人口も多い。

中部から北部にかけては、今もなお農地が垣間見られ、野菜や果実の出荷も行われ、緑地機能を持つ市街地内農地として、都市との共存が図られている。

(5) 危険物等の集積施設等

市域には、石油コンビナート等災害防止法（昭和**50**年法律第**84**号）第**2**条第**2**号に定める「石油コンビナート等特別防災区域」に指定された地区として、京浜臨海地区が存在する。

同地区には平成**24**年貨物取扱量国内第**8**位の国際戦略港湾「川崎港」があり、京浜港の一翼を担う国際貿易港、国内輸送拠点港、京浜工業地帯の中核を成す工業港、エネルギー関連産

業が集積する拠点として、首都圏の産業活動と住民生活を支える重要な役割を担っている。施設内にはSOLAS条約（巻末用語集参照）に伴う対応として警備監視体制下におかれている部分や、生活関連等施設に属する部分もある。

また、市域には原子力関連施設として、試験・研究用原子炉が1施設、使用済み核燃料を保管している施設が1施設ある。

(6) 米軍施設・自衛隊施設

神奈川県は全国有数の基地県としても知られているが、本市の市域においては、中原区に存在した米軍印刷工場跡地が返還されて以降、米軍関係施設はない。

また、自衛隊施設については、宮前区に研究施設の支所が存在する。

(7) 集客施設等

市域の観光資源としては、正月初詣で例年300万人の参拝客で賑わい、全国でも常に上位に名を連ねる川崎大師平間寺や、Jリーグ川崎フロンターレのホームグラウンドである等々力競技場、ラゾーナ川崎プラザ等の大型複合商業施設、ミューザ川崎シンフォニーホールやアートセンターなどの芸術・文化施設があり、市域の内外から多くの集客がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態 《危機管理室》

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定された、次の武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、次の4類型の武力攻撃事態を対象として想定する。

(1) 着上陸侵攻

[特徴]

- ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

[特徴]

- ・ 突発的に被害が発生することも考えられる。
- ・ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。
- ・ 核・生物・化学兵器（以下「N B C兵器」という。）や放射性散布装置（以下「RDD装置」という。）が使用されることも想定される。

(3) 弾道ミサイル攻撃

[特徴]

- ・ 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。
- ・ 弾頭の種類（通常弾頭又はN B C弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(4) 航空攻撃

[特徴]

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 都市部の主要な施設やライフライン（電気・ガス等の生活生命線）のインフラ（社会基盤）施設が目標となることも想定される。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、次の分類の緊急対処事態を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

[事態例]

- ・ 原子力事業所等の破壊
- ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・ 危険物積載船、車両、貨物への攻撃
- ・ ダムの破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

〔事態例〕

- ・ 大規模集客施設、空港、ターミナル駅等の爆破
- ・ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

〔事態例〕

- ・ RDD装置等による放射性物質の拡散
- ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・ 水源地に対する毒素等の混入

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

〔事態例〕

- ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第2部 平素からの備えや予防

第2部 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等《危機管理室・各局(室)区》

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市の各局(室)区の平素の業務、市職員の参集基準等、及び消防機関の体制について、必要な事項を定める。

1 各局(室)区における平素の業務

市の各局区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

局(室)区名	主な業務の内容
総務局 (危機管理室を含む)	<ul style="list-style-type: none">・ 国民の保護に関する総合調整に関すること・ 市国民保護協議会の運営に関すること・ 市国民保護計画に関すること・ 初動体制の整備に関すること・ 職員の参集基準の整備に関すること・ 通信体制(非常通信体制)の整備に関すること・ 情報収集・伝達・提供等の体制整備に関すること・ 関係機関(国、県、近隣する市・区・町・村、協定市、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関・団体等)との連携体制の整備に関すること・ 報道機関との連絡調整に関すること・ 国民保護に関する広聴に関すること・ 輸送対策の連携体制及び資機材の整備に関すること・ 国民の権利利益の救済に関する事務の整備に関すること・ 研修、訓練及び啓発に関すること・ 危機情報等の収集、分析、提供に関すること・ 特殊標章等の交付、管理に関すること・ 警報の伝達、避難の伝達、緊急通報に係る整備に関すること・ 避難・救援体制の整備に関すること・ 避難施設の指定に関すること・ 避難所及び地域防災拠点の整備に関すること・ 災害ボランティアとの連携に関すること・ 被災情報の収集・提供体制の整備に関すること・ 安否情報の収集・提供体制の整備に関すること・ 市民の防災知識の普及及び防災力の向上に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等の支援に関すること ・物資・資器材〔他局に属さないもの〕の備蓄及び調達体制の整備に関すること ・装備・資器材の整備・調達に関すること ・生活関連等施設の把握に関すること ・生活関連等施設、危険物質等取扱所の情報に関すること ・災害時要援護者に対する避難支援等の啓発・体制整備に関すること ・事業所に対する自主防災体制の啓発に関すること ・災害復興に関すること ・在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること ・国際交流協会との連絡調整に関すること ・他の局(室)区に属さない国民保護措置等に関すること
総合企画局	<ul style="list-style-type: none"> ・復興計画の総合調整に関すること
財政局	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること ・被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること
市民・こども局	<ul style="list-style-type: none"> ・在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること ・情報収集・伝達・提供等の体制整備に関すること ・国民保護に関する広報に関すること ・災害ボランティアとの連携に関すること
こども本部	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児、青少年等の救護、安全確保及び支援に関すること ・児童福祉施設等の保全に関すること
経済労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・商工農各団体・機関との連絡調整に関すること ・観光客に対する広報等に関すること ・生活関連等施設（危険物質（農林水産省の所管に係る毒物・劇物）の取扱所）の安全対策に関すること ・物資・資器材（応急食料・生活必需品等）の調達体制の整備に関すること ・労働団体・機関との連絡調整に関すること
環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・物資・資器材の整備に関すること ・廃棄物の処理に関すること
健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・医療（救護）、防疫に関すること ・医療救護班の編成及び活動の調整に関すること ・赤十字標章等の交付、管理に関すること ・埋葬・火葬に関すること ・災害時要援護者に対する避難支援等の啓発・体制整備に関すること ・危険動物及びペット動物の対策に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活関連等施設（危険物質（厚生労働省の所管に係る毒物・劇物）の取扱所）の安全対策に関すること ・ 日本赤十字社神奈川県支部との連絡調整に関すること ・ 災害ボランティア（専門ボランティア含む）との連携に関すること ・ 救援に関する医療関係団体との調整に関すること ・ 物資・資器材（医薬品等）の備蓄及び調達体制の整備に関すること
まちづくり局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の防災に関すること ・ 復興計画に関すること ・ 住宅等の建設、補修のための融資等に関すること ・ 応急仮設住宅等の確保及び修理に関すること ・ 市営住宅に関すること
建設総合局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路・橋梁・河川等の保全に関すること ・ 水防に関すること ・ 物資・資器材（建設資器材等）の調達体制の整備に関すること ・ 動物園における危険動物等の対策に関すること ・ 公園緑地の保全に関すること
港湾局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設の保全に関すること ・ 輸送対策の連携体制及び資器材の整備に関すること
会計室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金及び物品の出納及び保管に関すること
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の保全に関すること ・ 応急給水に関すること ・ 物資・資器材（災害用・漏水用資器材等）の備蓄及び調達体制の整備に関すること ・ 下水道管理施設の保全に関すること
交通局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営交通施設の保全に関すること ・ バスによる運送（乗務員・車両及び燃料の確保等）に関すること
病院局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者の受け入れに関すること ・ 医療従事者の派遣に関すること ・ 物資・資器材（医薬品等）の備蓄及び調達体制の整備に関すること ・ 関係機関（専門的知見を有する機関・団体等）との連携体制の整備に関すること
消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防の各活動（警防・救急等）体制の整備に関すること ・ 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全対策に関すること ・ 消防団に関すること ・ 災害ボランティアとの連携に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防装備・資器材の整備に関すること ・ 輸送対策の連携体制及び資器材の整備に関すること ・ 国民保護に関する広報及び広聴に関すること ・ 市民の防災知識の普及及び防災力の向上に関すること ・ 研修、訓練及び啓発に関すること ・ 災害時要援護者に対する（救護・避難支援等）体制整備に関すること
市民福祉・マツル事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の局(室)区に対する応援のための体制整備に関すること
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文教施設の保全に関すること ・ 学校及び教育施設における啓発に関すること ・ 児童・生徒・教職員等の避難に関すること
選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の局(室)区に対する応援のための体制整備に関すること
監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の局(室)区に対する応援のための体制整備に関すること
人事委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の局(室)区に対する応援のための体制整備に関すること
議会局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の局(室)区に対する応援のための体制整備に関すること
各区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報等の伝達に関すること ・ 国民保護に関する広報及び広聴に関すること ・ 避難所の開設・運営等に関すること ・ 避難所及び地域防災拠点の整備に関すること ・ 避難誘導に関すること ・ 輸送対策の連携体制の整備に関すること ・ 医療（救護）、防疫に関すること ・ 自主防災組織等の支援に関すること ・ 市民の防災知識の普及及び防災力の向上に関すること ・ 研修、訓練及び啓発に関すること ・ 災害時要援護者に対する避難支援等の啓発・体制整備に関すること ・ 情報収集・伝達・提供等の体制整備に関すること ・ 装備・資器材の整備・調達に関すること ・ 道路の啓開及び公園緑地の保全に関すること ・ その他国民保護措置に関すること

※ 災害時要援護者：高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等自ら避難することが困難な者や外国人市民の様に情報の伝達に工夫が必要な者等をいう

2 市職員の体制 《危機管理室・各局(室)区》

(1) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、事態の推移に応じ速やかに必要な職員を確保し、的確かつ迅速な初動体制をとる必要がある。このため、市長及び消防機関を始めとする関係各機関・団体並びに、各局(室)区の危機管理を統括する課長・副区長（以下「危機管理主管」という。）に連絡を取ることができる24時間即応可能な体制を整備、確保する。

なお、これらの体制において、武力攻撃事態等に関する情報を入手した場合は、直ちに相互の連携を図り、初動体制の強化を行い被害の程度等に応じて、川崎市国民保護警戒体制（以下「市警戒体制」という。）、又は川崎市国民保護警戒本部（以下「市警戒本部」という。）体制をとり、関係機関に対する情報確認、被害情報等の収集と分析を行い異常現象、災害の予兆等の状況把握に努める。

ア 総務局危機管理室の体制

危機管理室においては、夜間、休日等における緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、危機管理室管理職等による宿日直体制をとり、24時間体制で情報の収集、伝達体制の確保を図る。

事態認定に至る可能性があると考えられる市民からの通報、県からの連絡その他の情報により、当該事案の発生を把握した場合や、多数の死傷者及び感染症状等の発症、若しくは建造物が破壊される等の事案の発生を確認した場合には、国の事態認定前における初動体制を確立し、初動措置を講ずる。

イ 消防局消防指令センターの体制 《消防局》

消防指令センターにおいては、指令統制担当課長又は担当係長等の宿日直体制により、24時間体制で情報の収集、伝達体制の確保を図る。

ウ 市庁舎の体制 《総務局》

市役所本庁舎・第2庁舎・第3庁舎及び第4庁舎においては、守衛（職員）及び警備員（委託職員）を配置し、24時間体制で庁舎の警備及び市民対応に当たる。

武力攻撃事態等に関する情報を入手した場合は、直ちに危機管理室に連絡し、警備の強化を行うなど庁舎管理機能の保全を図る。

エ 区庁舎の体制 《各区役所》

各区役所においては、守衛（職員及び委託職員）を配置し、24時間体制で庁舎の警備及び市民対応に当たる。

武力攻撃事態等に関する情報を入手した場合は、直ちに危機管理室に連絡し、警備の強化を行うなど区役所庁舎機能の保全を図る。

(2) 幹部職員等への連絡手段の確保 《各局(室)区》

市の幹部職員・危機管理主管及びあらかじめ定められた職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(3) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 **《各局(室)区》**

市の幹部職員・危機管理主管及びあらかじめ定められた職員は、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席職員や庁舎近隣在住の職員等を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(4) 交代要員等の確保 **《各局(室)区》**

市(各局(室)区)は、防災に関する体制を活用しつつ、各本部体制を設置した場合においてその機能が確保されるよう、次の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制 **《消防局》**

(1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防局、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

武力攻撃事態等が発生した場合、消防団は、市職員や消防職員と協力し、地域とのつながりを生かした市民の誘導等重要な役割を担うことが期待されることから、市は、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準等について協議の上定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方 **《危機管理室》**

(1) 危機管理のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への的確かつ迅速な対処ができるよう、関係機関との連携体制を活用する。

ア 九都県市防災・危機管理対策委員会

防災・危機管理対策等の向上のため、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市及び相模原市の九つの自治体で構成する「九都県市防災・危機管理対策委員会」において、各自治体相互の意見集約、共同研究、相互応援、合同防災訓練等についての検討を行う。

イ 県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市で構成する「県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会」において、相互の連携や役割分担等について、定期的に意見交換し、総合的な防災・危機管理対策に役立てる。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、避難、救援、訓練等個別の課題に関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、有効的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 国との連携 **《危機管理室》**

市は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、国の各機関との緊密な連携を図る。

(1) 防衛省・自衛隊等との連携

市は、基幹的広域防災拠点等において自衛隊等による国民保護等派遣及びその活動が円滑に行われるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(2) 指定地方行政機関との連携

市は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、指定地方行政機関との連携を図る。

3 県との連携 **《危機管理室》**

市は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、県との緊密な連携を図る。

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

市は、警報の内容及びその伝達方法や、避難・救援の方法等に関する経路や運送手段等に關し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との市国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長（建設緑政局、各区）は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

4 他の自治体との連携 **《危機管理室・消防局》**

市は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、他の自治体（近隣の自治体又は協定市等）との緊密な連携を図る。

(1) 近隣の自治体、協定市との連携

市は、近隣の自治体、防災に関する相互応援等の協定市の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、自治体相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている自治体相互の応援協定等について必要な見直しを行うことなどにより、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資器材の供給体制等における相互連携体制の整備を図る。

特に本市では、県境を越えた避難や救援を行う場合が想定されることから、近隣の自治体との避難経路や運送手段等に関する情報共有化等について十分に配慮する。

(2) 消防機関の連携体制の整備 **《消防局》**

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣の自治体の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防相互応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のN B C 対応可能部隊数やN B C 対応資器材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

5 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携 **《危機管理室・健康福祉局・病院局・消防局》**

市は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との緊密な連携を図る。

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先の把握等 **《危機管理室・関係各局(室)区》**

市は、区域内の指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握する。

(2) 医療機関との連携 **《健康福祉局・病院局・消防局》**

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病

院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

あわせて各医療機関は、搬送される被災傷病者の収容並びに救護治療に応じられるよう即応体制の整備に努める。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、健康安全研究所をはじめ、（財）日本中毒情報センター、国立感染症研究所等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等 **《危機管理室・関係各局(室)区》**

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、市は、市街地における円滑な避難に資するため、警報の伝達、施設利用者の安全確保等について、不特定多数の者が利用する大規模集客施設から協力が得られるよう、県と協力し、連携体制の確保に努める。

6 自主防災組織等に対する支援

《危機管理室・総務局・市民・こども局・健康福祉局・まちづくり局・消防局》

(1) 自主防災組織等に対する支援 **《危機管理室・消防局》**

市は、自主防災組織、町内会・自治会及び企業・団体等に対する研修等を通じて、国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

《危機管理室・市民・こども局・健康福祉局》

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社神奈川県支部、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会、公益財団法人かわさき市民活動センター及び赤十字奉仕団川崎市地区本部委員会等の各ボランティア関係団体との連携を図り、武力攻撃事態等においても、各種救援活動のボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保 **《危機管理室》**

市は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m—N e t）、全国瞬時警報システム（J—A L E R T）、防災行政通信網などの非常通信体制の整備等による通信の確保を行い、市及び防災関係機関並びに

地域住民との情報連絡体制の充実を図る。

また、市は、通信網の整備に当たり、各通信網が武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（地上有線系、移動無線系、衛星系による伝送路の多重ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を併せて図る。

1 通信体制の整備 **《危機管理室》**

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

また、市は、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

【本市の所有する通信網】

- ・ 防災行政無線
(多重系・同報系・デジタル移動系・テレメータ系)
- ・ 衛星通信設備
(地域衛星通信ネットワークの活用)
- ・ 市保有無線
(消防用無線、港湾業務用無線等)
- ・ 神奈川県防災行政通信網及び災害情報管理システム
(県防災行政通信網設備及び県災害情報管理システム専用端末の活用)
- ・ インターネット
(教育用ネットワーク〔KEINS-NET〕・本市イントラネット)
- ・ LGWAN
(総合行政ネットワーク)

【他の機関の所有する通信網との連携】

- ・ 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)
(内閣官房が発信する、緊急事態、武力攻撃事態に関する情報の受信)
- ・ 全国瞬時警報システム (J-ALE R T)
(総務省消防庁が発信する、自然災害、国民保護に関する情報の受信)
- ・ Twitter
(Twitter社の提供する情報サービスを用いた情報配信)
- ・ テレビ神奈川データ放送
(テレビ神奈川を介した市民向け情報配信)
- ・ ケーブルテレビデータ放送
(市内ケーブルテレビ事業者を介した市民向け情報配信)
- ・ 石油コンビナート無線

- (県設置の神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線の活用)
- ・ 災害時優先電話等
(東日本電信電話株が指定する災害時優先電話の使用)
 - ・ コミュニティ FM
(かわさきエフエムの活用)
 - ・ タクシー無線
(各社が保有するタクシー無線を活用 [(社)神奈川県タクシー協会川崎支部及び川崎個人タクシー協同組合並びに川崎第1個人タクシー協同組合])
 - ・ アマチュア無線
(川崎市アマチュア無線情報ネットワークへの協力依頼による情報受伝達網の補完)
 - ・ 非常無線
(関東地方非常通信協議会に加入の各機関所属無線局等の利用による災害に関する通信の確保)
※ 災害時において、有線が途絶又は輻輳し、かつ無線通信設備についても重大な障害等が発生して各防災関係機関相互の通信が困難になった場合は、非常通信協議会に加入の各機関所属無線局等を利用し、災害に関する通信の確保を図るものとする。〔電波法第52条第4項に定める非常無線に該当〕

2 実践的な通信訓練の実施 《危機管理室》

市は、武力攻撃災害による被害等により通信が輻輳又は途絶した場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合等を想定した、関係機関との実践的通信訓練の実施に努める。

3 非常時の通信体制の確保 《危機管理室》

(1) 災害時優先電話の活用

市は、非常時の通信体制を確保するために、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

(2) 関東地方非常通信協議会加入の無線局等の活用

市は、関東地方非常通信協議会の構成員が所有する通信施設を利用できるよう、平素から連携を図る。

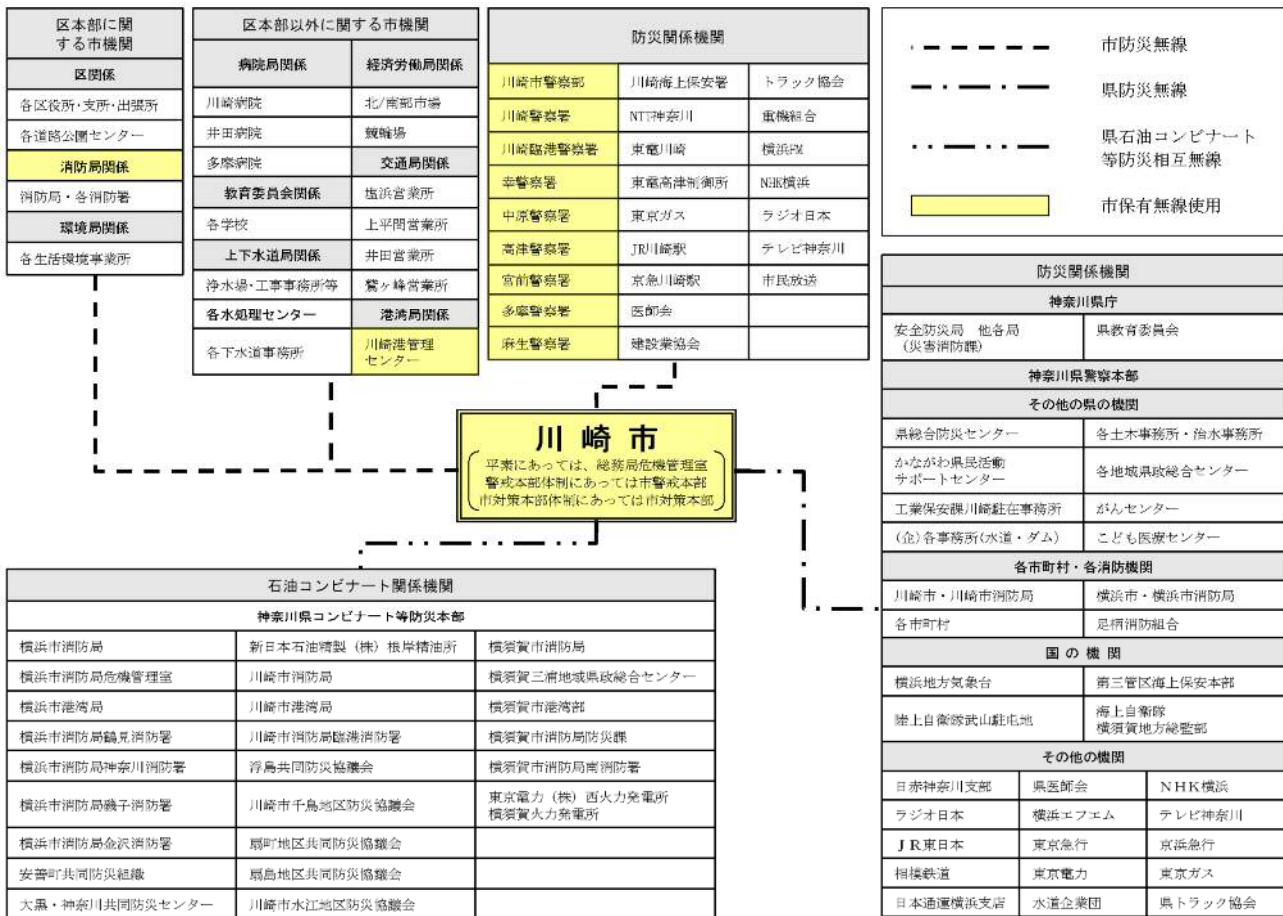
(3) 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策

市は、無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等、電気通信事業用移動通信及び防災行政用無線等の業務用移動通信を活用した運用方法について調整を図る。

(4) 非常時の障害発生に備えた通信体制の多重化

市は、この他にも非常時の通信輻輳及び混信等の障害発生に備え、通信体制の多重化及び円滑な運用を図るための体系的な整備を行う。

【川崎市の主な通信体制】



第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方 《危機管理室・消防局・関係各局(室)区》

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況及びそれによる被害予測、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、市は、高齢者、障害者、外国人等情報の伝達に際し援護を要する者及び通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努める。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項 《危機管理室・消防局》

市は、体制の整備に際しては、危機管理における体制を踏まえ、災害情報カメラ、ヘリコプター・テレビ電送システム等を利用した効率的かつ多角的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信及び電源等の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、従来から防災のために確保している通信手段を活用するとともに、その運営・管理、整備等を行う。

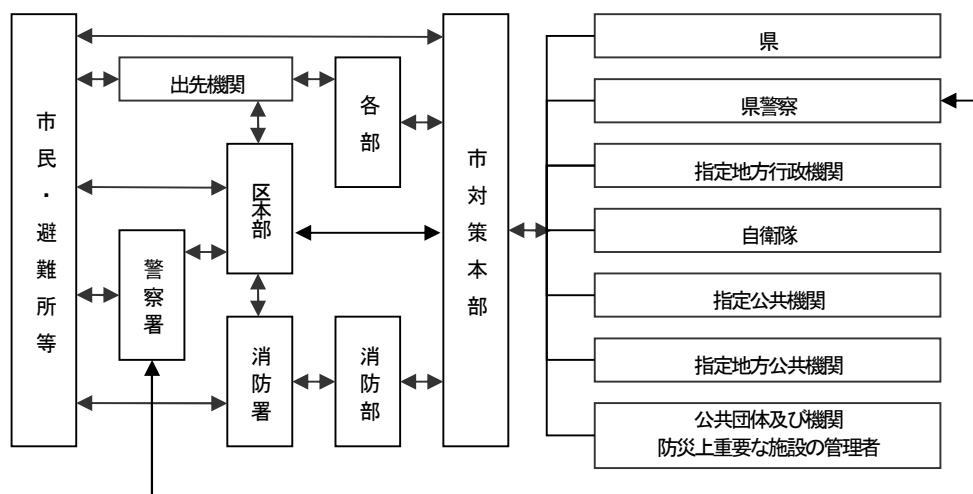
(3) 関係機関における情報の共有 《関係各局(室)区》

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 定期的な体制の検証 《危機管理室》

市は、非常通信設備等関連機器の操作の習熟度や多重的に構築された運用体制等について、定期的な検証及び実践的な訓練等を行い、即応体制の拡充を図る。

【情報収集・提供のための体制】



2 警報等の伝達に必要な準備 《危機管理室》

(1) 警報の伝達体制の整備

ア 伝達体制の周知及び構築

市は、知事から警報の内容の通知があった場合における市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、公益財団法人川崎市国際交流協会、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会、自主防災組織及び地域ボランティア等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮し、体制の整備及び構築を図る。

イ 迅速かつ効果的な伝達体制

警報の内容は、国、県からの通知に基づき、テレビ、ラジオ等の放送事業者（指定公共機

関)による緊急放送が行われることとなっているが、市では、これと並行し防災行政無線(同報系)による一斉放送をはじめ、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビデータ放送、コミュニティーFM(かわさきFM)、Twittter、広報車等あらゆる通信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとする。

また、国が緊急時の警報伝達等のために整備する「全国瞬時警報システム(J-ALER T)」の整備状況を踏まえて、必要なシステム及び機器の整備を図るよう努める。

(2) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等(第三管区海上保安本部、海上保安部、海上保安署をいう。以下同じ。)との協力体制を構築する。

(3) 国民保護に係る警報等の伝達の市民への周知

市は、国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号消防庁国民保護運用室長通知)について、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。

また、迅速な避難や混乱の防止のために、市民に対し、警報や避難指示の意味、伝達方法等に関する広報や啓発を平素から行い、正確な情報の伝達体制を整える。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合に、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、拠点病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して、的確な情報の伝達方法を定めるとともに、施設管理者の連絡先等を把握し、隨時、情報の更新を行う。

(5) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 《各区役所・教育委員会》

(1) 安否情報の収集に必要な準備

市は、県と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム(以下「安否情報システム」という。)を利用した安否情報の収集、整理、報告及び提供が円滑に行われるよう、あらかじめ必要な準備をする。

(2) 安否情報の整理、報告及び提供のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ市

における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、安否情報収集に関する県との連携体制の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所等安否情報の収集に協力を求める可能性のある関係機関について把握するなど必要な体制を整える。

4 被災情報の収集、整理及び提供に必要な準備 《危機管理室》

(1) 被災情報収集のための体制整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

市は、収集・整理を行った被災情報を火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防法第265号消防庁長官通知、資料編）により速やかに県に対し報告することができるよう、必要な準備を行う。

(3) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 国民の権利利益の救済に係る手続等 《関係各局(室)区》

市は、国民保護措置に伴う国民の権利利益の救済に係る事項を次のとおり定める。

1 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、権利利益の救済に当たっては、係る国民保護措置を実施した局が担当するものとして、必要に応じ、外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。 (法第82条)
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項、5項)

実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること。(法第85条第1項、2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項、3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等に関するもの。(法第85条第1項、2項)
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、175条)	

2 市の行政サービスの維持・継続 《各局(室)区》

市は武力攻撃等が発生した場合においても、平素の市民に対する行政サービスを維持・継続することは、自治体としての責務であることから、最大限の努力を行う。

3 国民の権利利益に関する文書の保存 《各局(室)区》

市は、国民の権利利益の救済の手続に関する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、川崎市公文書管理規則及び川崎市公文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、市は国民の権利利益の救済を確実に行うための文書を、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、電子媒体化等の措置によるバックアップ体制の確保に努めるほか、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、国民の権利利益の救済の手続に関する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第6 研修及び訓練 《危機管理室・消防局》

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知識を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）、県自治総合研修センター、市職員研修所、県消防学校等の研修機関及び市担当局からの依頼に基づく消防局による消防訓練所を利用しての研修等の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県、横浜市及び近隣の自治体等と連携し、職員、消防団員及び自主防災組織のリーダー等に対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣の自治体、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練の計画に当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ・ 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ・ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集及び伝達訓練
- ・ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ・ 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ・ 国民保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ・ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ・ 市は、自主防災組織、町内会・自治会、などと連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努める。

訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。

- ・ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業

所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

- 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項 《危機管理室》

（1）避難に関する基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、次に掲げる地図情報、人口情報、輸送網・輸送力、避難施設等の資料のほか、必要な基礎的資料を準備し、隨時更新を行う。

ア 地図情報

- ・ 地形図
- ・ 道路地図
- ・ 住宅地図
- ・ 地理情報システム（G I S）情報

イ 人口情報

- ・ 夜間人口、世帯数
- ・ 昼間人口
- ・ 年齢別人口
- ・ 地域国籍別外国人登録人口

ウ 輸送網・輸送力

- ・ 緊急輸送道路リスト、緊急輸送道路路線図
- ・ 鉄道・バス輸送力（路線網・保有車両数等）
- ・ 港湾施設
- ・ ヘリポート

エ 避難施設

- ・ 避難所・避難施設（一時的なものを含む。）
- ・ 避難住民を収容することができる施設等の情報

オ 生活関連等施設等のリスト

カ 関係機関（国、県、公共団体、民間事業者等）の連絡先一覧、協定書

キ 気象情報

- ・ 気象データ
- ・ 気象予測システム情報
- ・ 河川情報

ク 災害時要援護者等の情報

ケ 大規模集客施設、大規模集合住宅等に関する情報

(2) 近隣の自治体との連携の確保 **《危機管理室・消防局》**

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣の自治体と、想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行う。また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 災害時要援護者への配慮 **《総務局・健康福祉局・各区役所》**

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等自ら避難することが困難な者や外国人市民のように情報の伝達に工夫が必要な者等の避難について、自然災害時の避難支援体制を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じ、迅速かつ的確な避難誘導が行えるよう職員の配置等にも留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保 **《危機管理室》**

市は、市域の民間事業者を持つ、広範な人的・物的ネットワークを基盤とした「共助」の活動の実施や物理的スペースの供与等、避難住民の誘導時における協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業との連携・協力体制の構築を図る。

(5) 学校や事業所との連携 **《危機管理室・教育委員会》**

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設及び大規模集合住宅等との連携 **《危機管理室・消防局》**

市は、市域の大規模集客施設及び大規模集合住宅等に滞在及び居住する多くの人々の避難が円滑に行われるよう、施設管理者・自治会等に対して、武力攻撃事態等に対応するための危機管理意識の向上及び、自主防災・自衛消防対策の見直し等の強化を要請するとともに必要に応じて指導、助言を行う。

また、施設管理者及び自治会等に対する啓発活動の実施や、避難等の訓練への参加を要請するなど、平素からの連携体制を構築する。

2 避難実施要領のパターンの作成 **《危機管理室・各区役所》**

市は、県、県警察、自衛隊、各行政機関、各公共機関、自主防災組織、町内会・自治会等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他の自ら避難することが困難な者の避難方法及び地域の特性等について配慮するものとする。

また、避難実施要領の内容を市民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定める。

3 救援に関する基本的事項 **《関係各局(室)・区》**

(1) 救援に関する基礎的資料の準備

市は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施することができるよう、避難所及び収容施設

に関する情報、緊急物資及び装備品に関する情報、医療の提供に関する情報、電気通信事業者等救援の活動に必要な設備等に関する情報等、次に掲げるもののほか必要な基礎的資料を準備し、隨時、更新を行う。

また、市は、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

ア 物資 **《危機管理室》**

- ・ 備蓄場所、備蓄物資等

イ 医療の提供 **《健康福祉局・病院局》**

- ・ 災害拠点病院、感染症指定医療機関
- ・ 医療救護班の編成に係る情報
- ・ 医療器具、医薬品等の備蓄
- ・ 調達に係る応援要請

ウ 埋葬及び火葬 **《健康福祉局》**

- ・ 火葬施設
- ・ 埋葬施設

(2) 県との調整 **《危機管理室》**

政令指定都市である本市においては、国民保護法第184条の規定により大都市の特例が適用され、避難住民の救援に関する措置に係る事項については県国民保護計画に準じて定めることとなる。特に、近隣市町村等からの避難住民に対する救援が必要となった場合にも、速やかに対処できるよう、市の行う救援の活動内容について、県と情報の共有を図る。

(3) 医療関係団体等との調整 **《健康福祉局》**

市は、救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法を医療関係団体等とあらかじめ調整する。この場合において、国・県及び医療関係団体等の協力を得て、N B C攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な拠点機能の確保及び医療関係者の把握に努める。

(4) 防災のための医療救護計画との連携 **《健康福祉局》**

市は、災害発生時における市民への医療救護活動を円滑に実施するため、防災のための医療救護計画に関連する地域医療関係団体等との連携を図る。

市は、これらの武力攻撃事態等における応急医療救護活動の充実により、いかなる災害時にも対応可能な医療救護体制を整備する。

(5) 電気通信事業者との調整 **《危機管理室》**

市は、避難住民のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、指定公共機関である電気通信事業者とあらかじめ調整を行う。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 **《危機管理室・港湾局・交通局》**

市は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、県と連携して市内の輸送力及び輸送施設について把握するものとし、輸送を実施する体制を整備する。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有するなど、情報の把握を行う。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市域に係る運送経路の情報を共有するなど、情報の把握を行う。

5 避難施設の指定 《危機管理室》

政令指定都市である本市においては、国民保護法第184条の規定により大都市の特例が適用されるため、避難施設の指定及び避難施設に関する届出に関する事項については県国民保護計画に準じて定めるものとし、避難施設の指定、指定に当たっての留意事項、指定手続、施設の状況把握、県及び市民に対する情報提供、大規模集客施設への協力要請等について、必要な事項を定める。

(1) 避難施設の指定の考え方

市長は、市域における人口の変動、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

ア 市は、原則として市立小学校、中学校、高等学校、聾学校、看護短期大学及び南部防災センター等を避難所に指定する。

イ 市は、指定した避難所だけでは避難者の収容が困難な状況等に備え、あらかじめ、次のような情報を常に把握する。

- ・ 避難所の補完施設として利用可能な避難所周辺の公共施設、公園等
- ・ 避難所の補完施設としての利用が可能な企業の研修施設、保養施設等
- ・ 災害時要援護者の避難施設としての社会福祉施設、ホテル等

ウ 武力攻撃事態（特にN B C 攻撃）等における防御機能（爆風等からの直接の被害を軽減するためのコンクリート造り等の堅ろうな建築物・機密性に優れ、外気との遮断が可能な建築物）等の施設状況等の留意事項を勘案した上で、施設の確保に努める。

エ 人口過密都市としての現状を踏まえ、突発的に武力攻撃事態等が発生した場合に備えて、救援の実施場所、一時的な避難所としての機能をもつ施設及び応急仮設住宅の建設用地等の情報収集を行い、発災時の協力が得られるよう、平素からそれらの施設管理者等との連携体制の確保に努める。

オ 災害時要援護者の利用する避難所の指定については、救援の内容や建物の構造、二次的避難を行う場合の対応等に十分配慮して行う。

カ 避難施設の指定に当たっては、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定する。ただし、大都市においては、国の対策本部長により直ちに近傍の屋内施設に避難するよう指示がなされることから、十分な避難施設の指定に努めるよう配慮する。

キ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

ク 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

ケ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

市長は、避難施設を指定する場合には、あらかじめ施設管理者の同意を文書等により得る。

また、避難施設として指定した場合及び指定を解除した場合は、施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の指定の報告

市長は、避難施設を指定したとき及び指定を解除したときには、知事に報告する。

(5) 避難施設の状況の把握

市は、武力攻撃事態等において避難施設を円滑に使用することができるよう、避難施設の状況を把握するよう努める。

(6) 市民に対する情報提供

市は、避難施設の場所や連絡先等、市民が迅速に避難を行うために必要な情報をあらかじめ周知する。

また、市は、避難実施要領が策定され、避難誘導が行われるときは、市民が迅速に避難を行うために、必要な情報として、避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項等について、関係機関と連携し、市民に周知する。

(7) 大規模集客施設への協力要請

市は、県と連携し、武力攻撃事態等において安全が確保されるまでの間、大規模集客施設に当該施設の利用客及び付近の通行人等が一時的に留まることができるよう、大規模集客施設に対し協力を要請する。

第3章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等において、国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設について、安全確保に特に配慮するため必要な事項について定める。

1 生活関連等施設の把握と安全確保 《危機管理室・関係各局(室)区》

(1) 生活関連等施設の把握 《関係施設及び関連情報管理局》

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて得た情報又は自らが保有する情報に基づき把握する。また県及び関係機関との連絡体制を整備する。

(2) 生活関連等施設の安全確保措置

市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号 内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、市の管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

- 施設への入構管理における、身分確認、携行品の確認等、不審者の侵入に対する留意
- 専門的知見に基づく資器材の整備、巡回の実施等、施設の特性に応じた安全対策の確保
- 関係機関及び近隣住民等との緊密な連絡体制の確保

国民保護法施行令		施設の種類
第27条 (生活関連等施設)	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条で定めるものをいう）の取扱所
第28条 (危険物質等)	1号	危険物
	2号	毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高圧ガス

	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒薬及び劇薬（薬事法）
	9号	事業用電気工作物内の高压ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

2 市が管理する公共施設等における警戒 《関係施設管理局》

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第4章 物資及び資器材の備蓄、整備

市民及び市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。

1 市民における備蓄

武力攻撃災害等の発生時には、多数のり災者、負傷者の発生が予想される。そこで、もしもの場合に備え、市民は、3日分以上（安心のため7日分以上）の飲料水や食料品及び生活必需品等の非常持出品の備蓄に努める。また、市は、市民に対し、非常持出品の確保やその使用に当たつての災害時要援護者への配慮など、自助、共助の精神に則った行動をとることなどについて、啓発を行うことに努める。

2 市における備蓄 《関係各局(室)区》

(1) 防災のための備蓄との関係

市民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の災害発生時のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能なものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

【川崎市における主な備蓄品及び備蓄場所】

(平成26年10月1日現在)

類目	備蓄品内容	計画上の呼称	備蓄場所	拠点数
食料・生活必需品	アルファ米、同（おかゆ）、粉ミルク、毛布、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品等	災害用備蓄物資等備蓄場所	集中備蓄倉庫（区道路公園センター・指定された公園等）・各避難所（市立小・中学校等）	191箇所
飲料水		災害時応急給水拠点	各区に11～32箇所	139箇所
医薬品		医薬品等備蓄場所	健康福祉局が備蓄し、市立病院・区保健福祉センター・地区健康福祉ステーション等の医療救護所において使用	19箇所

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資器材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるもの

については、国において必要に応じ、備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

3 平素からの連携構築 《関係各局(室)区》

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の自治体等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

4 市が管理する施設、設備の整備及び点検等 《関係各局(室)区》

(1) 施設及び設備の整備及び点検 《環境局・建設緑政局・上下水道局》

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備及び点検を実施する。

(2) ライフライン施設の機能の確保 《上下水道局》

市は、その管理する上下水道施設・工業用水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による機能の確保に努める。

また、市は他の自治体や関係機関等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、ライフライン施設の機能を補完するために必要な体制を整備する。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発 **《危機管理室》**

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、市は、対象とする事態の特徴、武力攻撃から市民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性、措置における留意事項等について啓発を行うものとし、その啓発の方法、防災啓発との連携、学校における教育及び武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方等について、基本的な考え方を定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、市は、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字・外国語・画像・音声等を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も生かしながら「ぼうさい出前講座」等による市民への啓発を行い、国民保護に対する関心や意識の高揚に努める。

(3) 学校における教育 **《教育委員会》**

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発 **《危機管理室・消防局》**

(1) 発見者の通報の義務等

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務（法第98条 ※注1）、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなども活用しながら、市民に対し周知するよう努める。

※注1 国民保護法第98条 武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防職員、警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

(2) 応急手当等の普及

市は、日本赤十字社、県などとともに、傷病者の応急手当についての普及に努める。

第3部 武力攻撃事態等への対処

第3部 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 《危機管理室》

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市区町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、係る事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、次のとおり定める。

1 事態認定前における体制及び初動措置等

(1) 基本的な考え方

武力攻撃や大規模テロ攻撃等の場合は、攻撃の態様によって事案に対する事件・事故の判断がつきにくい場合があると考えられる。特に、多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態にあっては、原因物質等の特定に時間を要し、被害を拡大させるおそれがある。また、事案の発生やその後の危険性の推移等をあらかじめ予想することも極めて困難であり、警報や避難の指示等が時間的余裕をもって国から発令されるとは限らない。

市は、係る事案に対し、「武力攻撃事態」や「緊急対処事態」であると国による認定（以下「事態認定」という。）がなされ、本市に対し市対策本部の設置の通知がなされる以前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、的確かつ迅速な初動措置を行う必要がある。

市は平素から、いかなる緊急事態等にも対応可能な体制を確保するとともに、事態認定につながるおそれのある危機事象が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、市警戒体制又は市警戒本部体制をとる。

(2) 武力攻撃等の兆候に関する連絡等情報を入手した場合における留意点

市長は、武力攻撃等の兆候に関する連絡等情報を入手した場合は、その予測される地域の遠近にかかわらず、同時多発的な事象や急激な展開に備え、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ、全庁的な体制を構築する。特に国・県との情報の共有化を図り即応体制を強化する。

(3) 市警戒体制

各局(室)区長は、市職員及び市民からの連絡その他の情報により、危機事象の発生（兆候等を含む。）を把握した場合は、直ちにその旨を総務局危機管理室長あてに報告する。

総務局危機管理室は、危機事象について、情報等の収集や分析に努めた結果、災害につながる予兆を捉えた場合には、室内の体制を強化した「市警戒体制」により初動体制を強化し、関係機関との情報共有化を図る。

総務局危機管理室長は直ちに危機管理担当副市長及び市長に報告し、対処についての指示、命令を受ける。

(4) 市警戒本部体制

情報収集の結果、武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合、市（総務局危機管理室）は、速やかに県及び県警察に連絡を行い、情報の共有化を図る。

市警戒本部は、市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国の事態認定の有無にかかわらず、本市に対し市対策本部の設置の指示がない場合において設置するものとし、災害の発生・拡大を警戒するとともに、情報収集と伝達、応急対策活動などを行う。

総務局危機管理室長は、危機管理担当副市長及び市長に事態の状況等を報告し、対処についての指示、命令を受ける。

市長は、市として的確かつ迅速に対処するため、必要であると判断した場合は、市警戒本部の設置を指示し、体制の強化を図る。

市警戒本部が設置された場合、市警戒本部長は直ちに市警戒本部を設置した旨を各局(室)区及び防災関係機関に通知するとともに、報道機関に情報提供する。

市警戒本部においては、事態の状況に応じて、国の事態認定がなされ本市に対し市対策本部の設置が指示される場合に備え、市対策本部に移行できる体制を整備する。

市対策本部が設置された場合、市警戒本部はこれを廃止する。

なお、市対策本部が廃止された後も引き続き市警戒本部による活動が必要と判断される場合には、これをあらためて設置する。

(5) 市警戒本部の構成等

ア 市警戒本部長等

市警戒本部長は、危機管理担当副市長をもって充て、副本部長には総務局長をもって充てる。

イ 市警戒本部長等の代替職員については、次のとおりとする。

名 称	代 替 職 員
市警戒本部長（危機管理担当副市長）	その他の副市長
市警戒副本部長（総務局長）	本部を構成する局の局長の中から市警戒本部長が指名した者
本部員	各局（室）区においてあらかじめ定めた職員

ウ 市警戒本部の構成局及び本部員

市警戒本部の構成局は、危機事象の内容、規模等により市警戒本部長の指名する局（室）区をもって構成し、各本部員は市警戒本部長の指名する者とする。

市警戒本部長は、危機事象の状況に応じて、的確かつ迅速な対応を行うため、構成局の指名を変更又は追加をすることができるものとする。

この場合において、必要と認める場合には、市対策本部と同等の規模の体制をとるものとする。

エ 区本部体制

市警戒本部長及び市対策本部長は、災害の規模及び程度等により総合的な応急対策が必要と認める区に区本部を置く。区本部長は区長をもって充てる。

オ 事務局

市警戒本部には事務局を置き、総務局危機管理室がその任に当たる。事務局長は危機管理室長をもって充てる。

カ 市警戒本部の参集基準

市警戒本部に参集する職員の動員基準は、別に定める「川崎市国民保護計画動員基準」のとおりとし、危機事象の状況に応じ市警戒本部長と各部長との協議により各部の動員レベルを定める。また、危機事象の状況に応じて適宜増員及び動員種別の変更を行う。

キ 市警戒本部の参集場所

市警戒本部の参集場所は、原則として所属先勤務地とする。

（6）災害対策基本法に基づく応急措置

国による事態認定前において、被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当する場合は、市災害対策本部を設置し応急措置をとる。

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を各局区に対し周知徹底する。

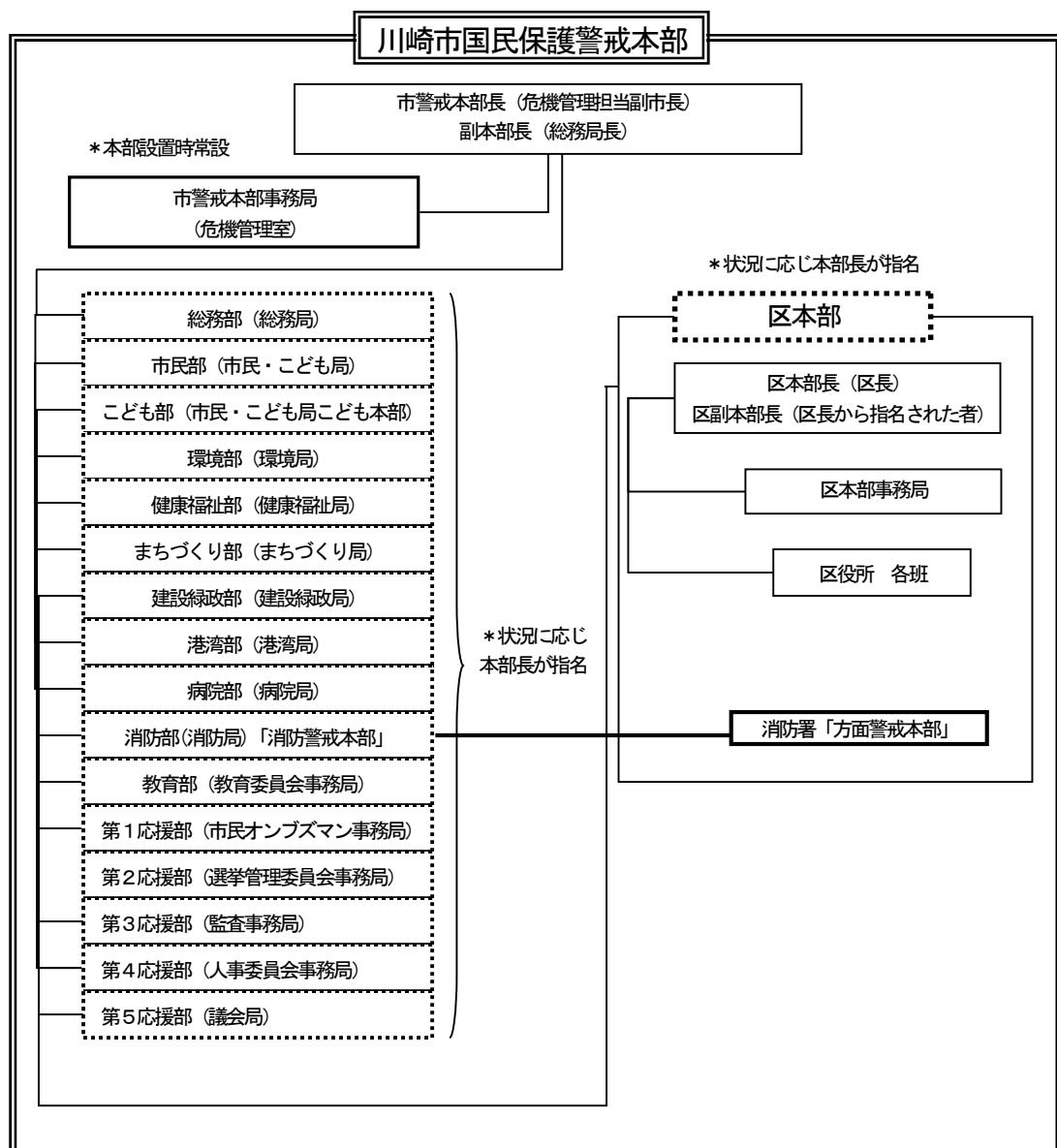
市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

2 市国民保護対策本部体制への移行

国による事態認定が行われ、本市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定があった場合は、市警戒本部体制、市災害対策本部体制等を廃止し、直ちに市対策本部を設置する。

なお、政府による事態認定がなされ、市に対し、国民保護対策本部設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じて国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定を行う。

また、この場合において、市長は設置すべきと考える場合は、知事を通じ内閣総理大臣に対し市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請することができる。



【事態の状況に応じた初動体制】

【職員参集基準】

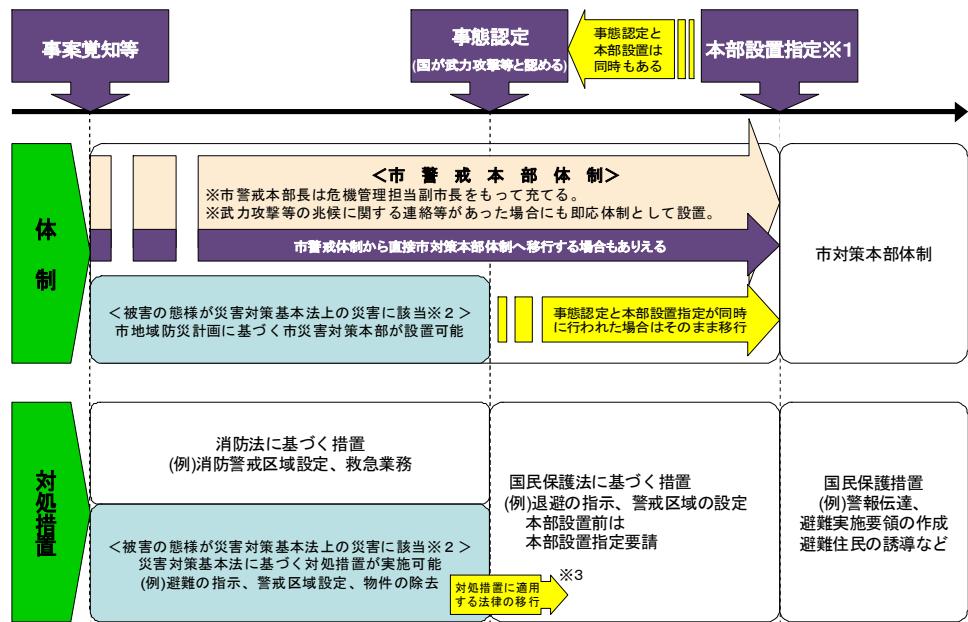
事態の状況	発令基準	動員体制		動員種別
事態認定前	・市として、武力攻撃等に関する情報収集等の対応が必要な場合	市国民保護計画に基づく警戒体制 (市警戒体制)	市地域防災計画等に基づく警戒体制	総務局危機管理室
	・武力攻撃等によるとと思われる行為が行われた、あるいは行われる予兆等がある場合	①市警戒本部体制 ※注1 本部組織の構成局及び動員種別は市国民保護計画に予め動員配備基準等を定めるが、市警戒本部長の指示により必要な職員を配備する。(各部長との協議により増員可能)	②市地域防災計画等に基づく市災害警戒本部体制 ※注2 本部組織の構成局及び動員種別等は各防災計画に定める動員配備基準による	1号配備 (複数の局区対応)
			③市地域防災計画等に基づく市災害対策本部体制 ※注2 本部組織の構成局及び動員種別等は各防災計画に定める動員配備基準による	2号配備 (全局区対応)
				3号配備 (全局区対応)
				4号配備 (全局区対応)
				5号配備 ※3 (全員対応)
事態認定後	・市対策本部設置の通知がない場合	・市として、武力攻撃等に関する情報収集等の対応が必要な場合	市警戒体制 ○ 市地域防災計画等に基づく警戒体制を設置していた場合は、国の事態認定が行われた時点で、市国民保護計画に基づく市警戒体制又は市警戒本部体制に移行	総務局危機管理室
	・武力攻撃等によるとと思われる行為が行われた、あるいは行われる予兆等がある場合		市警戒本部体制 ※注1 ※事態認定があった時点から、市国民保護計画に基づく必要な国民保護措置が実施可能となる。 ① 事態認定後、国から速やかに市対策本部の設置の指定の通知があった場合は市対策本部体制に移行 ② 市地域防災計画等に基づく市災害警戒本部体制は、事態認定後、国から速やかに市対策本部の設置の指定がなかった場合は、市警戒本部体制に移行 ③ ②の場合において市長が市対策本部の設置の指定の必要があると判断した場合は、動員種別を5号配備とすると共に、知事を通じ国に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請することができる	1号配備 (複数の局区対応)
				2号配備 (全局区対応)
				3号配備 (全局区対応)
				4号配備 (全局区対応)
	・市対策本部設置の通知を受けた場合		市対策本部体制 ※注1 (原則として全員体制)	5号配備 (全員対応)

※注1 市警戒本部、市対策本部とは、「川崎市国民保護計画」に基づく警戒本部体制、対策本部体制をいう

※注2 市災害警戒本部、市災害対策本部とは、「川崎市地域防災計画」等に基づく警戒本部体制、対策本部体制をいう

※注3 市国民保護計画においては、原則として市対策本部を設置した場合に5号配備とするが、市長の判断により同等の配備が必要とされる場合はこの限りではない。

【事態の状況に応じた体制と対処措置】



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがされることになる。
 ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な災害・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。
 ※3 理論上、事案覚知等により、市が開始した対処措置の基となる事態の全てに対し、事態認定が行われない場合もありうる。
 この場合市は、事態に応じて根拠法令が異なる対処措置を行うこととなるが、対処措置の実施自体が否定されるものではない。

【川崎市国民保護計画動員基準】

a 各部

部 名	1号	2号	3号	4号	5号
総合企画・財政・経済労働 会計・交通・病院・教育					
第1応援部（市民オンブズマン事務局）					
第2応援部（選挙管理委員会事務局）		連絡員	5～10%	10～50%	100%
第3応援部（監査事務局）					
第4応援部（人事委員会事務局）					
第5応援部（議会局）					
総務・市民・こども・環境・健康福祉・ 港湾・上下水道	連絡員	5～10%	10～20%	20～50%	100%
まちづくり・建設緑政	連絡員	5～20%	20～40%	40～50%	100%
消防	特別警防体制に必要な人員				100%

b 区本部

各地区隊名	1号	2号	3号	4号	5号
区役所 (道路公園班を除く)	連絡員	5~10%	10~50%	50~80%	100%
道路公園班 (道路公園センター)	連絡員	5~20%	20~50%	50~80%	100%
消防署 (方面警戒本部)	特別警防体制に必要な人員				100%
生活環境事業所隊	連絡員	5~10%	10~20%	20~50%	100%
市税事務所隊		連絡員	5~10%	10~50%	100%

※地域防災計画都市災害対策編の動員基準に準拠する。

第2章 市国民保護対策本部の設置等 《危機管理室》

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 市対策本部の設置 《危機管理室》

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。この際、事前に市警戒本部又は災害対策基本法に基づく市災害対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述）。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部事務局は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、地域防災計画の動員体制の連絡網等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部事務局は、市役所第3庁舎7階「防災センター」に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資器材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 代替要員の確保

市対策本部長等の代替職員については、次のとおりとする。

名 称	代 替 職 員	
	第一順位者	第二順位者
市長（市対策本部長）	危機管理担当副市長	その他の副市長
区長（区本部長）	副区長	あらかじめ定めた職員
各局（室）長（部長）	各局（室）	区においてあらかじめ定めた職員

カ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

キ 本部の代替機能の確保

市は、「防災センター」が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、「多摩防災センター」(多摩区役所6階)、若しくは市長が指定する場所に市対策本部を設置する。また、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は次のとおりとする。〔【市対策本部の構成】参照〕

ア 市対策本部長等

- (ア) 市対策本部長は市長をもって充て、市対策副本部長は副市長をもって充てる。
- (イ) 市対策本部長は、市対策本部の事務を統括する。
- (ウ) 市対策本部員は、原則として各部部長とするが、事態の態様に応じて別に定めることができる。

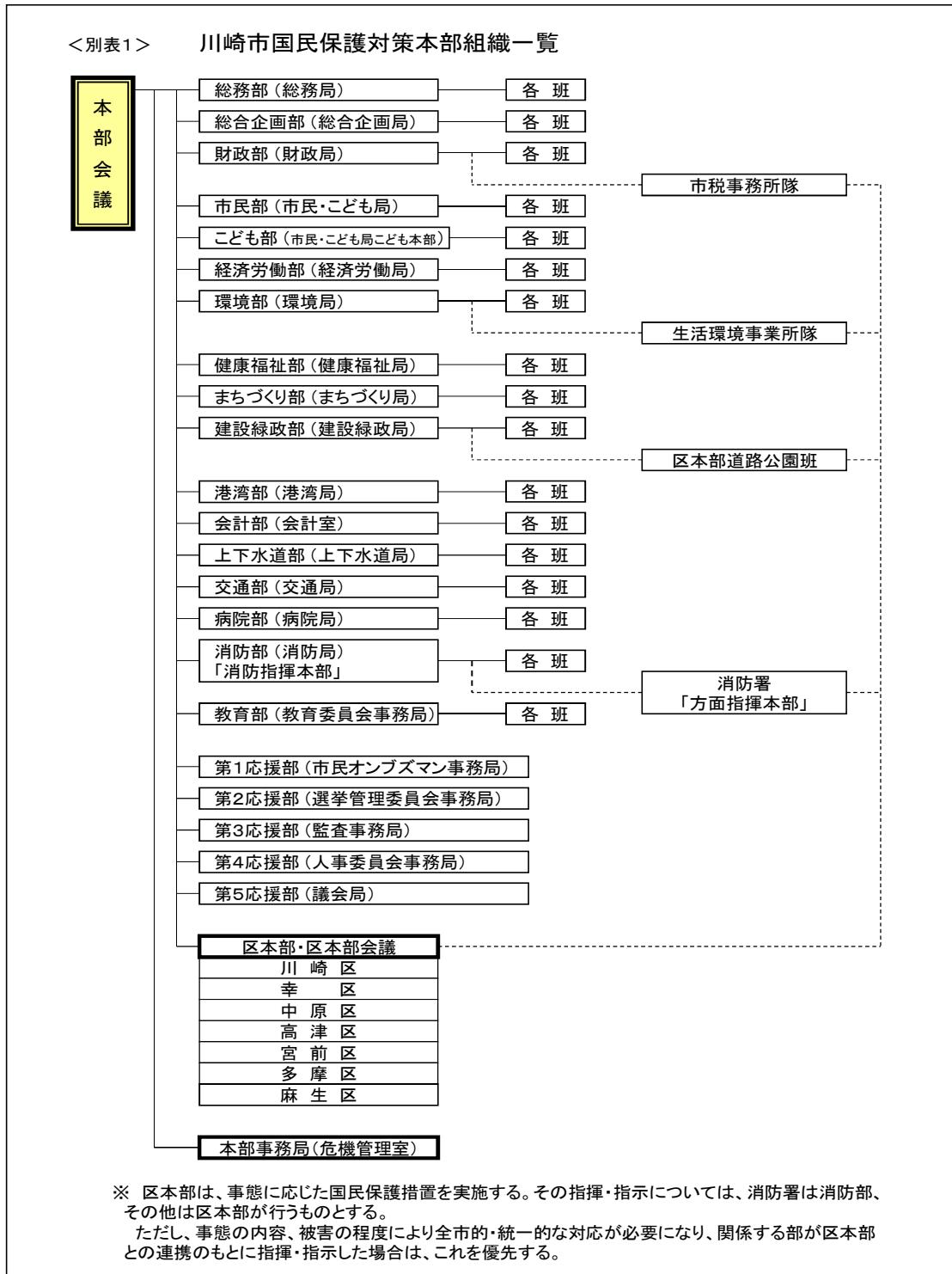
イ 市対策本部の分掌事務〔62頁【各部の分掌事務】参照〕

市対策本部の分掌事務については川崎市災害対策本部規程を準用する。

ウ 市対策本部事務局〔63頁【市対策本部事務局】参照〕

市対策本部の活動を迅速かつ的確に行うため、市対策本部に市対策本部事務局を設置する。市対策本部事務局は、総務局危機管理室の職員を中心に指定された各部局の職員をもって充てる。事務局長は危機管理室長をもって充てる。

【市対策本部の構成】



【各部の分掌事務】 「災害対策本部規程」を準用する

部（局）名	武力攻撃事態における主な業務
総務部 (総務局)	・国民保護対策本部等の設置・運営 ・本部・区本部、その他関係機関との連絡調整　・災害復興
総合企画部 (総合企画局)	・復興計画に係る総合調整
財政部 (財政局)	・災害対策予算の総合調整　・災害時契約手続き ・災害に伴う市税等の減免
市民部 (市民・こども局)	・災害関連情報の広報 ・所管施設利用者への警報の内容の伝達
こども部 (市民・こども局こども本部)	・所管施設利用者への警報の内容の伝達 ・入所、通所者の安全確保
経済労働部 (経済労働局)	・所管施設利用者への警報の内容の伝達 ・食料、生活関連物資の調達
環境部 (環境局)	・一般ごみ、災害廃棄物の処理 ・災害用トイレの設置・維持管理・撤去
健康福祉部 (健康福祉局)	・医療の提供及び助産　・埋葬、火葬等　・要援護者避難支援 ・被災者の生活支援に係る救護対策　・衛生管理
まちづくり部 (まちづくり局)	・応急仮設住宅の供与　・管理施設の安全確保 ・市公共建築物に係る応急対策　・復興計画の策定
建設緑政部 (建設緑政局)	・避難路に関する総合調整　・道路の啓開に関する総合調整 ・所管施設利用者への警報の内容の伝達
港湾部 (港湾局)	・港湾施設を活用した住民の避難及び運送措置 ・救援物資の受け入れ（川崎港利用）　・港湾施設の応急対策
会計部 (会計室)	・義援金の保管、管理　・現金及び物品の出納・保管事務 ・他部に対する応援
上下水道部 (上下水道局)	・避難住民救援措置（水の供給等）　・下水道施設の応急対策 ・国民生活安定措置（生活基盤等の確保）
交通部 (交通局)	・住民避難措置（市バスによる避難住民の運送措置等） ・国民生活安定措置（生活基盤等の確保）
病院部 (病院局)	・市立病院における医療、救護　・医療救護班の派遣協力 ・医療の提供及び助産等
消防部 (消防局) [消防指揮本部]	・消防ヘリ等を利用した住民への警報内容伝達 ・避難誘導　・被災者救出活動 ・武力攻撃災害への対処
教育部 (教育委員会事務局)	・市立学校への警報内容伝達　児童生徒の安全確保と安否情報 ・文化財の保護　・避難所となる学校との連絡調整
第1応援部 (市民ウェブマン事務局)	・他部に対する応援
第2応援部 (選挙管理委員会事務局)	・他部に対する応援
第3応援部 (監査事務局)	・他部に対する応援

第4応援部 (人事委員会事務局)	・他部に対する応援
第5応援部 (議会局)	・他部に対する応援
区本部・区本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・民間医療機関への警報内容伝達 ・避難所における救援措置 ・安否情報に関すること ・警報の内容の伝達 ・その他国民保護措置に関すること
市対策本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う国民保護措置に関する総合調整 ・市対策本部会議の設営及び運営に関すること ・各種情報の収集及び伝達に関すること ・本部司令（市対策本部長及び市対策本部会議の決定事項）の伝達に関すること ・神奈川県、その他関係機関との情報受伝達及び各種報告に関すること ・自衛隊等の応援要請及び受入に関すること ・各部・区本部との連絡調整に関すること ・防災行政無線の統制に関すること ・備蓄物資の活用にかかる総合調整に関すること ・災害復興に関すること ・その他国民保護措置に関すること

(4) 市対策本部における広報等 **《危機管理室・総務局・市民・こども局・消防局・各区役所》**

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市対策本部における広報広聴体制を整備し、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行う。

広報を行うに当たっては、市は県と連携し、テレビ・ラジオ放送、記者会見、インターネット等の広報手段を活用する。

また、市は、報道機関に対し、報道を要請するが、この場合において、当該報道は、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

ア 広報事項

市は、事案の発生直後より、混乱防止の呼びかけ、警報等の伝達並びに避難の指示に関する事項、被害状況及び事態への対処に関する事項、国民保護措置の実施状況、及び安否情報の提供方法等について広報を行う。

イ 広報の方法

(ア) ラジオ・テレビの利用

- ・避難の指示等における放送依頼
- ・災害時におけるスポット放送の依頼
- ・市政広報番組の利用
- ・特別報道番組の要請
- ・地上デジタル放送のデータ放送

- ・ ケーブルテレビデータ放送

(イ) 防災行政無線の活用

防災行政無線等を活用し、情報提供に努める。

(ウ) コミュニティFM（かわさきエフエム）の利用

市内をサービスエリアとするコミュニティFM（かわさきエフエム）を利用し、直接住民への情報提供を行う。

(エ) 電子メール・インターネット等の活用

市民向け電子メール配信サービス「メールニュースかわさき」、インターネットサイト川崎市ホームページ、モバイル川崎防災情報ポータルサイト、緊急速報メール、Twitter、Lアラート（公共情報コモンズ）等を活用し、情報提供を行う。

(オ) 広報車の利用

災害の状況に応じて、広報車等を確保し、必要と認める地区へ派遣し広報を実施する。

また、広報車による広報は、音声のみならず、状況によっては、印刷物の配布も行う。

(カ) 航空機等の利用

必要に応じてヘリコプター又は航空機を使用し広報を実施する。

(キ) 職員による広報

広報車の活動不能な地域、その他必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を行う。

(ク) 広報印刷物の配布

必要に応じて広報紙等を作成し、広報又は情報提供を行う。

(ケ) 地域情報ステーションの設置

人心の安定を図るため、必要に応じて地元密着の地域情報ステーションを被災地近傍に設置し、収集された広域のあらゆる情報やニーズを、関係機関や住民に対し情報を発信する。

ウ 報道機関への情報提供 《総務局》

(ア) 市は、武力攻撃事態等の発生後において把握した市内の被害状況の概要を、速やかに報道機関を通じて発表する。市は、その後の被害状況及び市が実施する国民保護措置についても、必要に応じて提供するものとする。

(イ) 市は、報道機関から武力攻撃事態等に関する報道のための資料提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力するものとする。

エ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸するとのないよう迅速に対応する。

(イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合などには、記者会見を行う。なお、特に重要な情報の場合には、本部長自らが記者会見を行う。

(ウ) 県と連携した広報体制を構築する。

オ 広聴の実施 《総務局》

市は、武力攻撃事態又は緊急対処事態の発生時において、甚大な被害が生じた場合、人心の動搖、混乱による社会不安や、住民の心的外傷後ストレス障害 (posttraumatic stress disorder : PTSD) が懸念されるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を行い、市が実施する国民保護措置に住民の要望等を反映させることとする。

(ア) 実施体制

- ・ 平常時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地の公共施設や避難所に、臨時相談所を設置する。
- ・ 相談業務の担当は、総務部及び区本部において所管する。
- ・ 臨時相談所を設置した場合は、同報無線、コミュニティFM（かわさきエフエム）及び広報紙等によりその旨を広報する。

(イ) 要望等の処理

- ・ 相談要望、苦情等を聴取し、速やかに各機関に連絡し、早期解決に努める。
- ・ 処理方法の正確性を図るため、聴取用紙等を備える。

(5) 市現地対策本部の設置

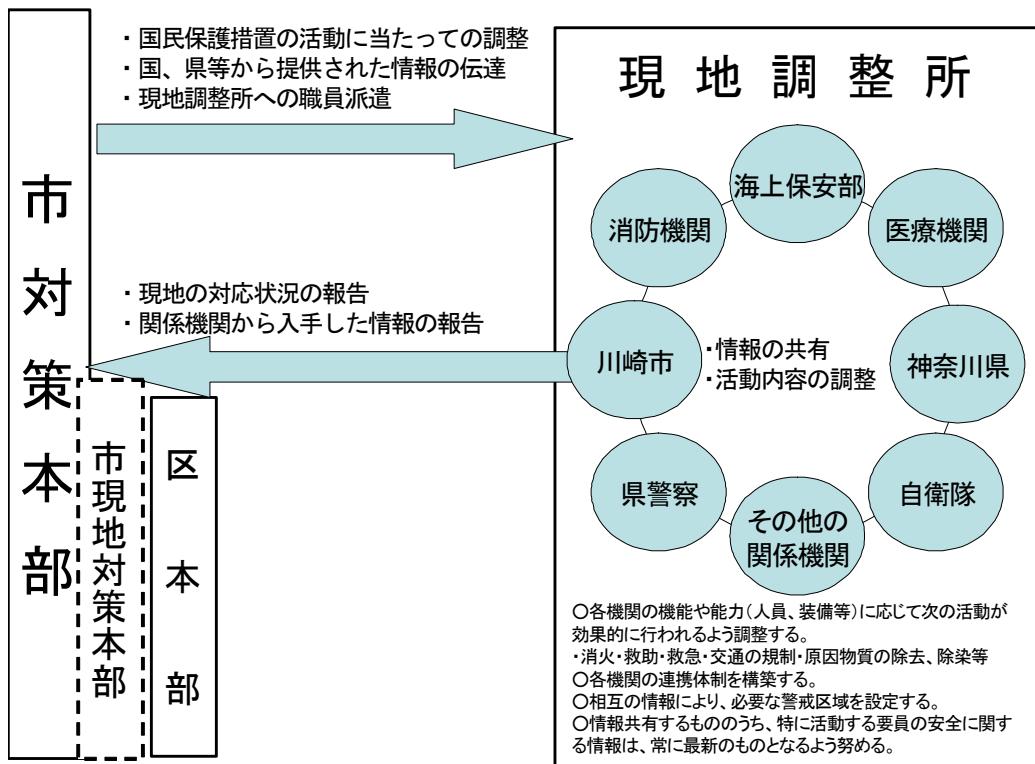
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員、区副本部長、区本部員及びその他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※ 【現地調整所の組織編制の概念図】



※ 【現地調整所の位置づけについて】

ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。

イ 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は隨時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことができ、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

エ 市は、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うので、現地調整所の設置が必要であると判断した場合には、設置に向けて関係機関と積極的な調整を図る。

対処に当たる他の機関による現地調整所が既に設置されている場合には、市職員を積極的に参画させ、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。

(注) 武力攻撃災害等の場合、現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難であるため、市は、あらかじめ国民保護協議会や訓練等を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うなど連携の整備を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、各種の国民保護措置の実施に当たっては、その的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県の対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県の対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県の対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県の対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

2 通信の確保 **《危機管理室・独自の通信網を持つ局》**

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インタ

一ネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、防災行政無線（同報系）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信の輻輳・混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信の輻輳・混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携 《危機管理室》

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員が出席し、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 《危機管理室》

(1) 知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求めれる。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにした上で行う。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 《危機管理室》

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊神奈川地方協力本部長又は市の協議会委員である隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。
- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 《危機管理室》

- (1) 他の市町村長等への応援の要求
 - ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。
 - イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援の要求
市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。
- (3) 事務の一部の委託
 - ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を定めて委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
 - イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 《危機管理室》

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を

要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等 **《危機管理室・関係各局(室)区》**

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

《危機管理室・市民・こども局・健康福祉局・まちづくり局・消防局・各区役所》

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織、町内会・自治会等の地域の住民による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資器材等の提供を行うなど、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、公共の施設等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配達等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請 **《関係各局(室)区》**

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・避難住民の誘導
- ・避難住民等の救援
- ・消防、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等《危機管理室・総務局・市民・こども局・健康福祉局・消防局・各区役所》

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等《危機管理室》

(1) 警報の内容の伝達

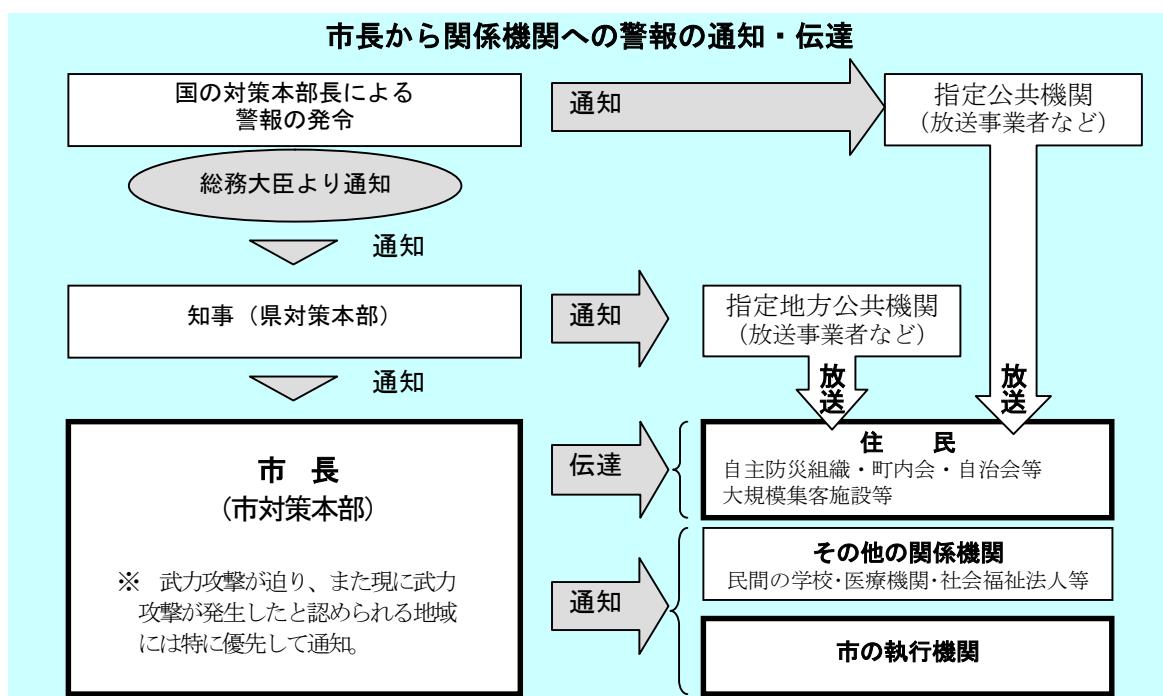
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係団体に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関、その他の関係機関（民間の学校・医療機関・社会福祉法人等）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページや防災情報ポータルサイトに警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおり。



2 警報の内容の伝達方法《危機管理室・総務局・市民・こども局・健康福祉局・消防局・各区役所》

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則

として次の要領により行う。

- ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
市は、原則として、防災行政無線（同報系）で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、
住民に対し注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
市は、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等の手段により周知を図る。なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
- ウ 市は、上記ア、イのいずれの場合においても、広報車の使用、消防団、自主防災組織及び町内会・自治会等による警報の内容の伝達への協力に対する依頼等、防災行政無線による伝達以外のあらゆる方法を活用する。

※【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、消防庁から情報が伝達されるため、防災行政無線・メールニュースかわさき等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

- (2) 市長は、職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。
この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行う。
また、消防団は、自主防災組織、町内会・自治会等と連携した住民への警報の内容の伝達を行う。とりわけ、災害時要援護者等に対し地域密着型の警報の内容の伝達を行うなど、それぞれの特性を生かした効率的な伝達が行われるように配意する。
また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災部局と福祉部局との連携の下で避難支援体制を活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう努める。併せて市は、警報の内容の伝達においては、防災行政無線等の聴覚に頼る伝達方法に偏らず、文字情報による視覚への覚知を促す伝達方法等の整備にも努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知《危機管理室・総務局・市民・こども局・健康福祉局・消防局・各区役所》

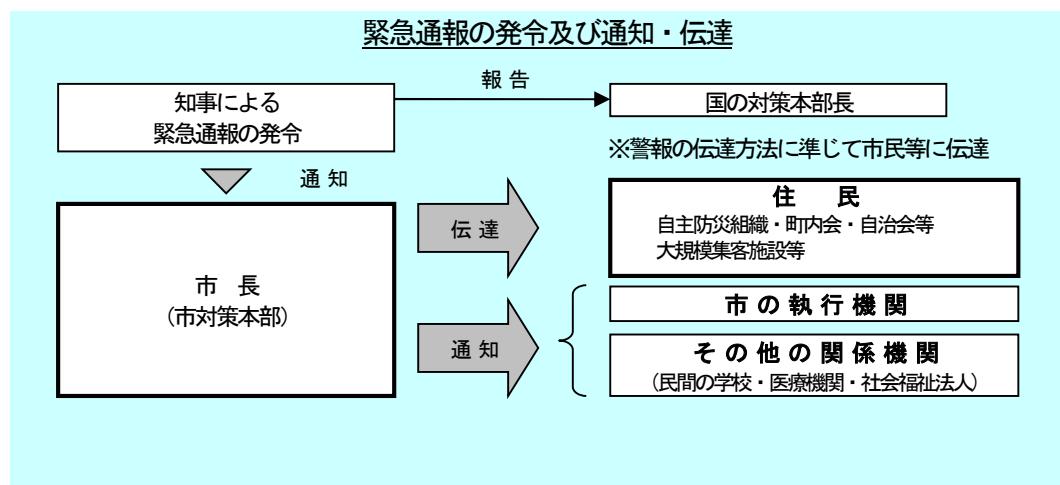
- (1) 国民保護法に基づき、知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場

合において、その武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、速やかに武力攻撃災害緊急通報を発令するとされている。

- (2) 市長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、緊急通報の内容を広く伝達・通知する。
- (3) 緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

【緊急通報の内容】

- ・ 武力攻撃災害の現状及び予測
- ・ その他住民等に対し周知させるべき事項



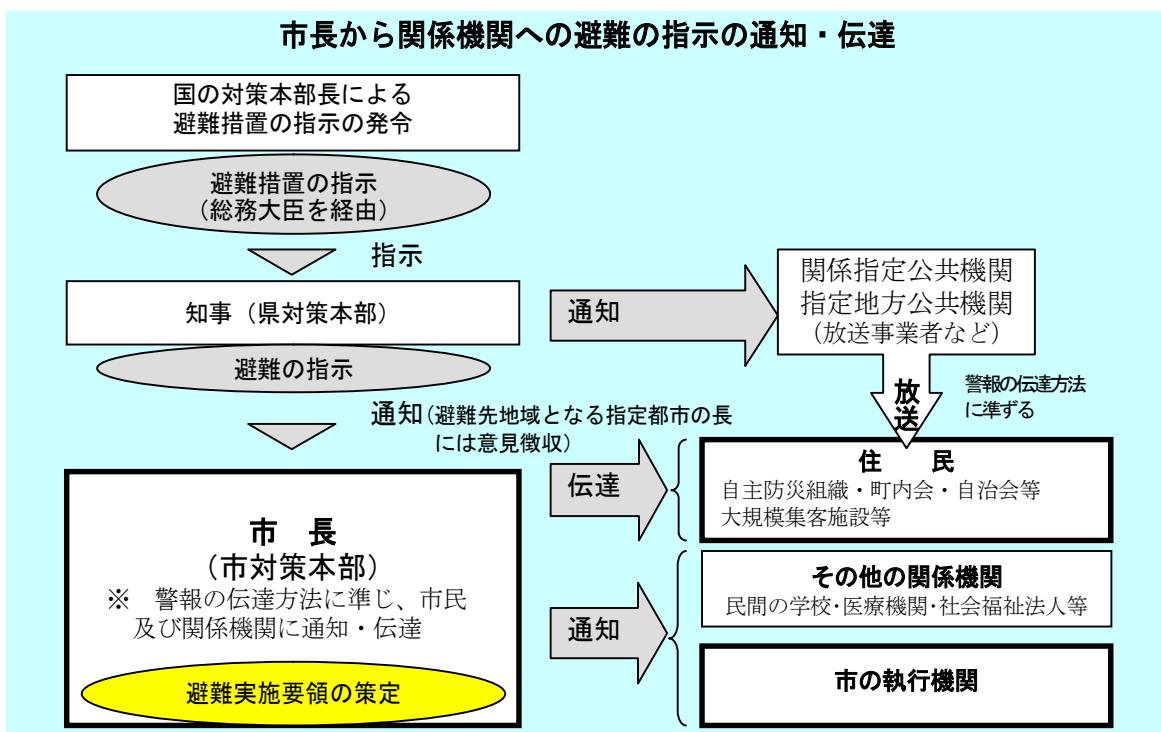
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等に対する通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達 《危機管理室》

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達等に準じて、その内容を迅速に住民に伝達し、関係機関に通知する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



【国による避難措置の指示】(法第52条)

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、総務大臣を経由して、関係都道府県知事に対し、直ちに、所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示することとされている。

○指示の内容

- ・住民の避難が必要な地域
- ・住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ・住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

【県による避難の指示の通知】(法第54条)

避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する知事は、要避難地域を管轄する市町村長を経由し、当該要避難地域の住民に対し、避難を指示することとされている。

○指示の内容

- ・国による避難措置の指示で示された事項
- ・主要な避難の経路
- ・避難のための交通手段
- ・その他避難の方法

2 避難実施要領の策定 《危機管理室・各区役所》

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※ 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

※ 【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、市が定めた避難実施要領様式に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。

※ 【避難実施要領の項目】

- ・要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ・避難先
- ・一時集合場所及び集合方法
- ・集合時間
- ・集合に当たっての留意事項
- ・避難の手段及び避難の経路
- ・市職員、消防団員の配置等
- ・高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者への対応
- ・要避難地域における残留者の確認
- ・避難誘導中の食料等の支援
- ・避難住民の携行品、服装
- ・避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)

イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒步による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- オ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 災害時要援護者の避難方法の決定
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

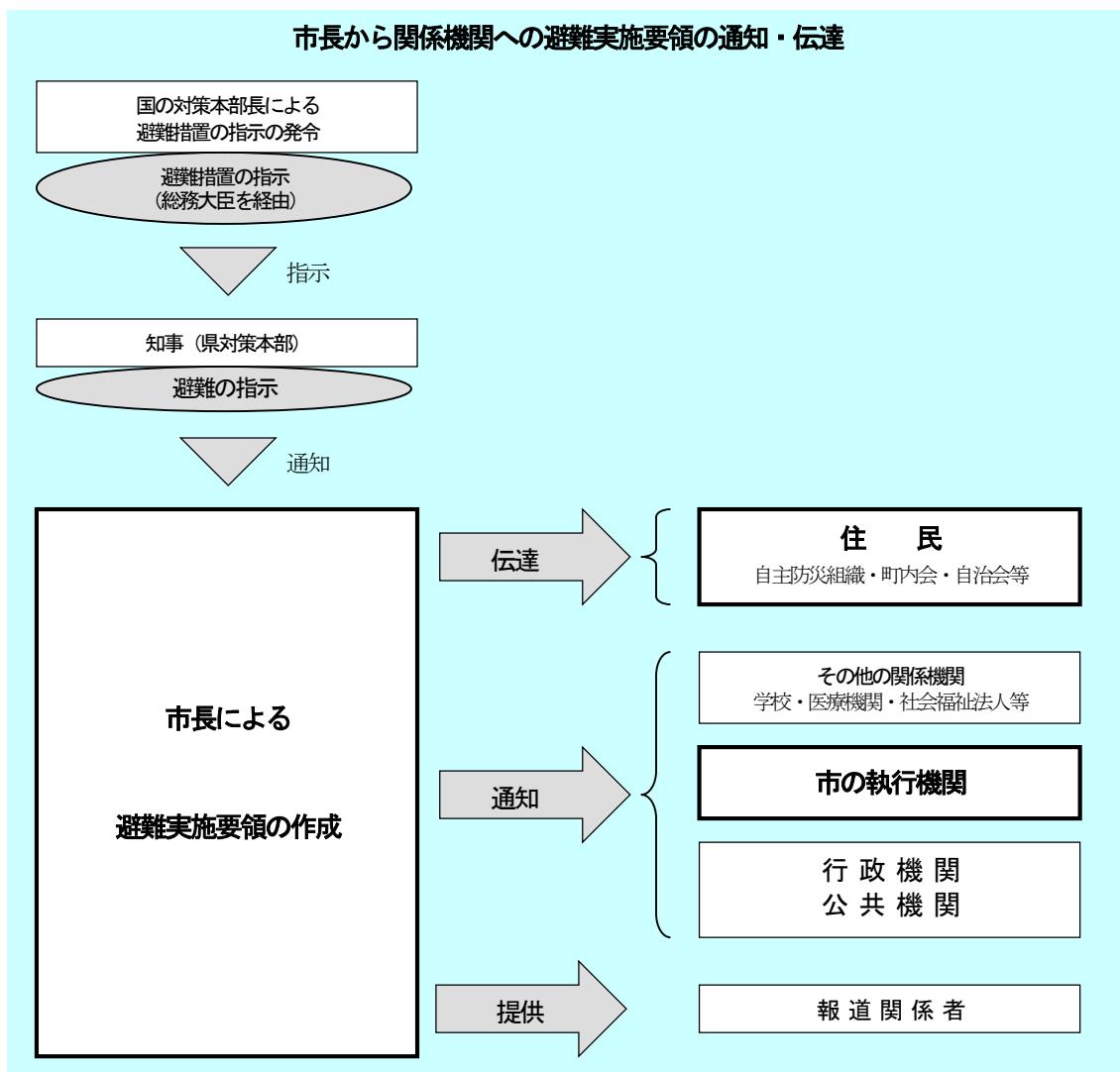
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめることとする。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するよう努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防局長、警察署長、海上保安署長及び自衛隊神奈川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



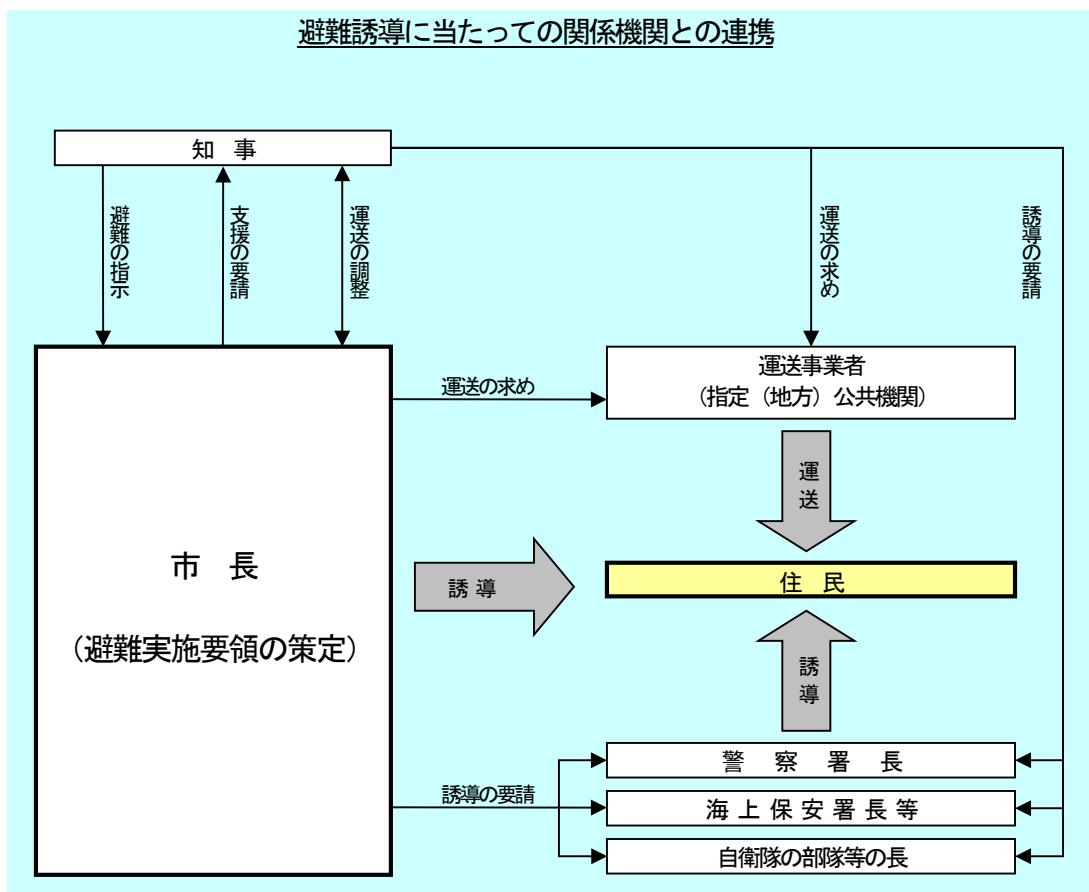
3 避難住民の誘導 《危機管理室・関係各局(室)区》

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。その際、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服又は防災ベスト、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。



(2) 消防機関の活動 《消防局》

消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者に対し、区役所等関係団体と連携を密にして避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会・自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等、地域とのつながりを生かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な

措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食料の供給等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食料の供給、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮 **《健康福祉局・危機管理室》**

市長は、高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

(7) 残留者等への対応

市は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮 **《健康福祉局》**

市は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡）を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から避難住民の誘導に関して是正の指示があつたときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、知事を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県の対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) 混乱防止対策 《危機管理室》

市は、武力攻撃事態等の発生時に、情報の不足や不正確な情報により引き起こされる、流言飛語等による混乱を防止するため、住民、帰宅困難者、ターミナル駅周辺の滞留者等に対し、正確な情報を、的確かつ迅速に伝達する。

ア 同報無線等を使用し、流言飛語に対する広報を活発に行うとともに、的確な情報を伝達する。

イ 広報車のみならず、広報装置を装備する車両、携帯マイクなど広報可能手段を最大限に確保するとともに、対象地域ごとに効率的に配分して実施する。

(15) 石油コンビナート等特別防災区域の周辺における住民の避難

市長は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、必要に応じて、周辺の市民に対して退避を指示及び警戒区域の設定等を行う。

(16) 大規模な市民の避難

大規模な市民の避難の必要が生じた場合、知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、あらかじめ避難の準備が整っている場合を除き、近傍の堅牢な施設の屋内等に避難するよう避難の指示を行い、混乱発生の防止等に配慮しつつ、事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応することとされている。

市長は、知事から避難の指示が出た場合、状況に応じた的確かつ迅速な避難住民の誘導を行う。

4 他の市町村からの避難住民の受け入れ 《危機管理室・関係各局(室)区》

前述の避難は市域を越え遠方に至る場合も想定されるが、同様に、他の市町村（県外の区市町村も含む）から避難住民を受け入れることもありうることから、市は、国民保護法及び基本方針

等に定められる、他の市町村からの避難住民の受け入れを行う。

- (1) 市長は、知事による避難の指示に伴い、知事から、他の市町村からの避難住民の受入れについて意見を聴かれたときは、市が持つ救援の能力を勘案し、受入可能な避難住民の人数等について必要な意見を述べるとともに、避難所の開設等、避難住民を受け入れるための措置を実施する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示に伴い、知事から、避難先地域に市の区域が含まれる旨の通知を受けたときは、避難住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、他の市町村の避難住民を受け入れる。（市は、要避難地域の市町村から避難住民の誘導について応援の求めがあった場合は、可能な限り、必要な応援を行う。）

避難における武力攻撃事態の類型に応じた留意点

武力攻撃事態では、攻撃の手段や使用される武器等により、事態の察知から発災までの予測される時間や、各々の類型ごとの避難時における留意点等を、あらかじめパターン化することができる。

このような知識を身につけることで、より的確かつ迅速な避難が可能になると思われる。

ここでは、消防庁の示すモデル計画の内容を参考として記載し、川崎市の気候・風土・地理的条件等を加味した、避難実施要領作成時における留意点等については、資料編に綴り定期的に更新するものとする。

1 弹道ミサイル攻撃の場合

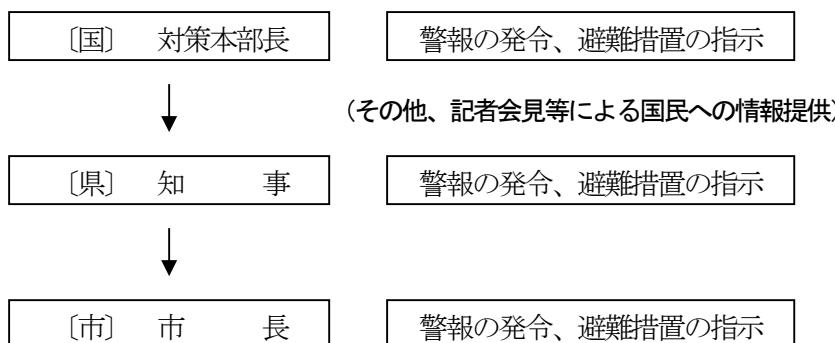
(1) 弹道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

(2) 次の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア　国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ　実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※　弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で

攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市（町村）に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

(2) その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させが必要となる。

(3) 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要

である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中枢、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

3 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待つて対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からこのような避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

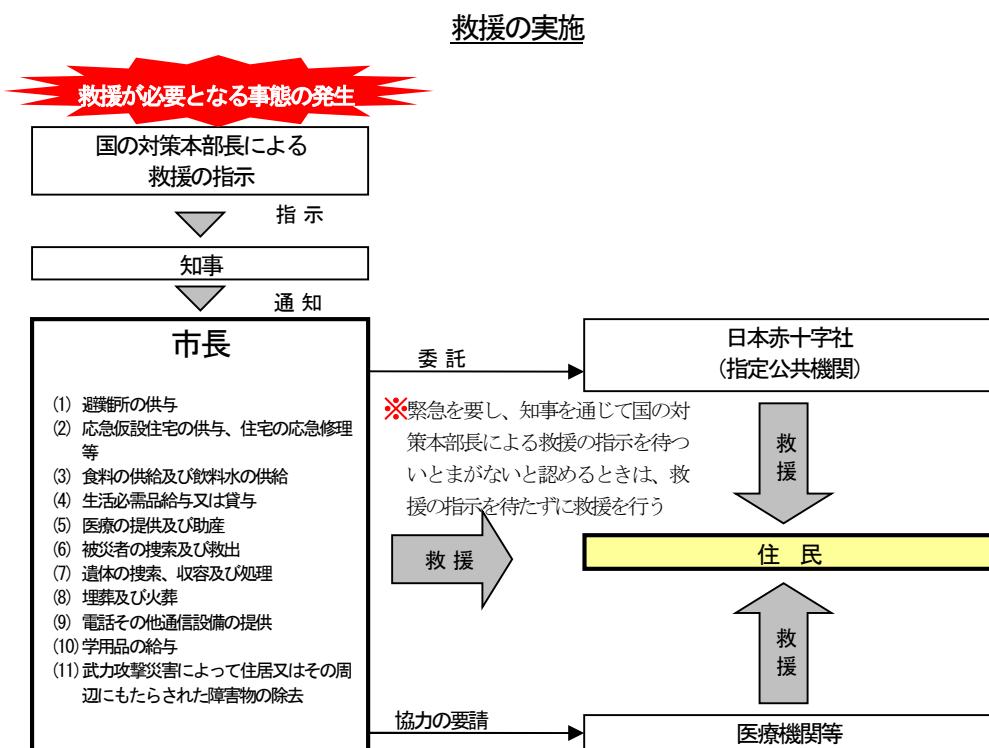
第5章 救援

政令指定都市である本市においては、国民保護法第184条の規定により大都市の特例が適用されるため、避難住民等の救援に関する措置に係る事項については県と同様の立場で行うことから、救援の内容について、次のとおり定める。

1 救援の実施 《関係各局(室) 区》

市長は、知事を通じて国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、救援を行う。

市長は、その事態に照らし緊急を要し、知事を通じて国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認めるときは、救援の指示を待たずに救援を行う。



2 関係機関との連携 《危機管理室》

(1) 県との情報の共有

政令指定都市である本市は、県と同等の立場で救援の実施に当たることから、その内容について県との間で情報の共有を図る。

(2) 日本赤十字社への委託 《危機管理室・健康福祉局》

市長は、救援又はその応援の実施に関し、必要な事項を日本赤十字社神奈川県支部に委託す

る。この場合において、市長は、災害救助法における実務に準じた手続により委託を行う。

(3) 緊急物資の運送の求め等

市が運送事業に係る指定公共機関又は指定地方公共機関等に対し、緊急物資の運送を求めるときは、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(4) 国への要請

市長は、救援を実施するため必要があると認めるときは、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。(ただし、自衛隊の部隊等の派遣の要請については、知事に対し、要請を行うよう求めることができるとされている。)

3 救援の内容 《関係各局(室)区》

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号)に基づき、次に掲げる救援を行う。

また、市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、国に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

なお、市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他の救援の実施に際し援護を要する者に対して、適切に救援を実施できるよう十分配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。

(1) 避難所の供与 《各区役所》

市は、避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するため、原則として市立小・中学校並びに高等学校、聾学校、看護短期大学及び南部防災センター等に避難所を開設し、避難住民等に供与する。

ア 避難所の開設場所

市は、県と調整の上、避難所を開設する場所を決定する。

イ 避難所の周知

市は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等関係機関に連絡する。

ウ 職員の派遣

市は、避難所を開設したときは、区職員を管理要員として当該避難所へ派遣する。

エ 避難所の運営管理

市は、原則として、開設した避難所に職員を常駐させ、施設管理者及び自主防災組織からなる避難所運営会議の協力を得て、避難所の運営を行う。

(ア) 市は、避難所の運営に当たり、避難住民等に対する給水、食料の供給などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難住民等及び避難所の近隣の者の協力が得られるよう努める。

(イ) 市は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、プライバシーの確保等に配慮する。

- (ウ) 市は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう努める。
- (エ) 市は、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会、公益財団法人かわさき市民活動センター等と連携して対応するよう努める。
- (2) 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理等 **《まちづくり局》**
- 市は、武力攻撃災害により住宅を失い、居住することの出来なくなった者に対する応急仮設住宅の建設や、市営住宅等の活用を図るとともに、住宅の破損に対する修理を実施するなど、住宅の安定を図る。
- ア 応急仮設住宅等の供与
- 市は、必要があるときは、関係団体との協定に基づき、応急仮設住宅等の建設又は住宅の応急修理を実施する。
- なお、市長は、武力攻撃災害の被災地における応急仮設住宅等の建設に当たっては、用地の安全確認のため、必要に応じて、関係機関に対し不発弾の除去、N B C等汚染物質の除染等を要請するとともに、知事に対し自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。
- (ア) 供与対象者
- 市は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者で、かつ自らの資力では住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅等を供与する。
- また、市は、住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることのできない者に対し、住宅の応急修理を提供する。この場合、応急修理の範囲は、世帯単位（居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に限る。）とする。
- (イ) 資器材の調達
- 市は、応急仮設住宅等の建設及び住宅の応急修理に必要な資器材は関係団体を通じ、速やかに調達する。その上で、なお資器材が不足する場合には、市長は、知事にその調達を要請する。
- (ウ) 応急仮設住宅等への入居者の募集
- 市は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、災害時要援護者の入居に十分に配慮する。
- イ 市営住宅等への一時入居
- 市は、必要に応じ、応急仮設住宅を補完するものとして、市営住宅等の空家住宅を積極的に活用する。
- また、入居に当たっては、高齢者、障害者等の世帯にはでき得る限り配慮する。
- ウ 民間アパート等の活用
- 市は、必要に応じ、応急仮設住宅を補完するものとして、民間アパート、企業住宅、企業の研修所等を借り上げ、これを活用する。
- (3) 飲料水の供給及び食料の供給

ア 飲料水の供給活動 **《上下水道局、関係各局（室）区》**

市は、武力攻撃災害により、飲料水を得ることができない市民に対し、必要最小限度の飲料水を確保するため、応急給水及び応急復旧作業を効率よく推進し、給水機能の早期回復を図る。

(ア) 給水量

応急給水量は、原則として、1人1日当たり3リットル程度とする。

(イ) 応急給水計画

- ・ 区長は、災害が発生し、市民に応急給水を実施する必要を認めた場合、速やかに上下水道局庶務課を介して上下水道事業管理者に給水の実施を要請する。
- ・ 上下水道事業管理者は、応急給水活動実施のため、給水車・給水資器材等の派遣について必要な措置を講ずるものとする。
- ・ 上下水道事業管理者は、区長からの要請があった場合は、市内の被害状況等を勘案し、給水車等の応援について必要な措置を講ずるものとする。

(ウ) 応急給水方法

- ・ 応急給水に当たっては、水道の漏水に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、できる限り送・配水を停止しないことを原則とし、管路による給水に努めるものとする。
- ・ 給水の方法としては、管路の空気弁又は消火栓を利用して、半径750m以内に1箇所の割合で応急給水拠点を開設し、拠点給水を行うものとする。なお、万一拠点給水の実施が不可能な場合又は給水拠点まで受水に来ることができない災害時要援護者や病院等については、可能な限り、給水車並びに給水資器材を用いて、市所有車両、総務局長が調達した車両等により輸送し、供給するものとする。

(エ) 応急給水用飲料水の衛生管理

市は、飲料水の衛生状況を把握し、適切な管理指導を実施する。

(オ) 応援の要請

市は、応急給水用飲料水の確保が困難な場合は、必要に応じて、災害時協定締結都市及び日本水道協会等へ派遣による給水等を要請する。

イ 食料の調達・集積・配分・供給活動

市は、武力攻撃災害により、住家等が焼失又は損壊の被害を受け、食料又は炊事手段を失った者に対して、速やかに食料の応急供給を実施する。

(ア) 食料供給の対象者

市は、次の者に対し、食料の応急供給を実施する。

- ・ 避難所に収容された者
- ・ 住家が全半壊（焼）等の被害を受け炊事のできない者
- ・ その他市長又は区長が必要と認める者

(イ) 供給の方法

市は、次に掲げる供給の方法をもって食料の応急供給を実施する。

- ・ 本市が備蓄している食料は、災害時要援護者を優先して供給する。
- ・ 誰にでもすぐに食べられるものを基本とし、災害時要援護者に配慮する。
- ・ 必要に応じて炊出しを行う。なお、炊出しの実施に当たっては、避難所において、自主防災組織やボランティアの協力を得て実施する。

(ウ) 食料の調達方法及び手続き

区長は、応急食料の供給が必要と認め、備蓄食料等で不足を生じる場合、避難住民等の人数等を把握し、食料の必要量の見積りを行った上、直ちに市長に食料の調達を要請するものとする。

市長は、区長により食料等の調達要請があった場合等は、協定を締結している関係機関・団体に対し支援の要請等を行う。

また、市長は、主な協定締結先による支援をもってしてもなお、食料の調達が困難な場合は、農林水産省に対する政府所有米穀等の販売の依頼及び、知事に対し、防衛大臣に対する自衛隊の部隊等の派遣による炊飯等の要請を行うよう求める。

(エ) 避難所等における食料品の衛生管理

市は、食料品の衛生状況を把握し、適切な管理指導を実施する。

(4) 生活必需品の供給又は貸与

市長は、武力攻撃災害により、日常生活に欠くことのできない寝具、衣料品、その他の日用品等の生活必需品に不足を来たしたものに対して、生活必需品の供給又は貸与を実施する。

ア 供給又は貸与の基準

市は、次の者に対し、生活必需品の供給又は貸与を実施する。

- ・ 避難所に収容された者
- ・ 住家に被害を受けたことにより、生活上必要な家財を喪失し又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- ・ その他区長が必要と認める者

イ 生活必需品の供給又は貸与の実施方法

- ・ 生活必需品は災害時要援護者を優先して供給又は貸与する。
- ・ 市は、生活必需品の供給又は貸与を、原則として避難所において実施する。
- ・ 区長は、生活必需品の供給又は貸与の実施に当たっては、自主防災組織やボランティア団体等の協力を得て実施する。

ウ 生活必需品の調達方法及び手続き

区長は、生活必需品の供給又は貸与に当たり、備蓄物資等で不足が生じる場合、避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積りを行った上、直ちに市長に調達を要請するものとする。

市長は、区長より生活必需品の調達要請があった場合等は、協定を締結している団体に対し支援の要請等を行う。また、市長は、必要となる生活必需品の調達が困難な場合は、国等

に支援を要請する。

(5) 医療の提供及び助産 **《健康福祉局・病院局》**

ア 医療救護体制の編成

市は、市対策本部の指揮下、医療の提供及び助産については、健康福祉局長を長とする健康福祉部を設置し、国、県、他の地方公共団体、地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。

市は、市立病院において医療救護活動を行うほか、他の医療機関等に協力を要請して医療救護活動を行う。

市は、武力攻撃事態等の発生時における医療の提供及び助産を行う医療救護所をあらかじめ指定するとともに、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確立する。

また、市は、武力攻撃時の市民の健康の確保のため、被災地の保健医療対策等の地域保健活動を行う。

イ 医療機関による医療救護活動

(ア) 保健福祉センターの役割

市対策本部又は区本部は、医療の提供及び助産の必要を認めたとき、保健福祉センターに医療救護所を設置し、武力攻撃事態等の発生時における医療救護活動を行うとともに、復旧に至るまで医療・被災者・生活関連情報の収集、提供等を行う。

また、保健福祉センターは、武力攻撃事態等の発生時における市民の健康の確保のため、被災地の保健医療対策、災害時要援護者対策、防疫対策及び環境・食品衛生対策等を実施する。

(イ) 市立病院の役割

市立病院は、武力攻撃事態等の発生時における入院患者等の安全確保を図るとともに、被災負傷者の応急措置を含む外来治療及び搬送される重症者等の入院を含む受入を行う。

(ウ) 地域医療関係団体

市長は、武力攻撃事態等の発生時の医療救護活動を効果的に実施するため、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請する。

なお、具体的な連携内容は、川崎市災害時医療救護活動マニュアルで定める内容で協力を求める。

- ・ 川崎市医師会
- ・ 川崎市病院協会
- ・ 川崎市歯科医師会
- ・ 川崎市薬剤師会
- ・ 川崎市看護協会
- ・ 神奈川県柔道整復師会

- ・ 川崎地区ケア輸送連絡会

(イ) 災害拠点病院等による医療救護体制の確立

災害拠点病院は、地域の医療施設に対する支援等を通じて、地域における医療救護活動の中心的な役割を担う。

市内の医療機関は、災害拠点病院との連携を図りつつ、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、地域における医療救護活動に努めるものとする。

(オ) その他医療機関

国立病院機構及び日本赤十字社は、国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行うものとされている。

(カ) 医療機関の相互応援体制の確保

市は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報を広域災害・救急医療情報システムにより、速やかに収集・交換することにより効果的な医療救護活動を確保し、必要に応じ、被災地域以外の医療機関等に協力を求める。

市は、消防機関とともに、救急患者の搬送に際し、必要に応じ、被災地域以外の医療機関等に協力を求める。

(キ) 広域的な後方医療活動

市は、必要に応じ、国、国立病院機構及び日本赤十字社に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

(ク) 航空機等による重篤患者の搬送

市は、国、県等と連携協力し、航空機等を活用して重篤患者の迅速な広域医療搬送を確保する。

(ケ) 被災医療機関による応急復旧

被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要に応じ、ライフライン（電気・ガス等の生活生命線）事業者等に迅速な応急復旧を要請するものとする。

ウ 医療救護所の設置等

(ア) 医療救護所の設置

市は、医療救護活動の展開を図るに当たり、次のうちから適切な場所を選定し、医療救護所を設置する。なお、医療救護所の設置に当たっては、被災地における医療施設の稼働状況や復旧状況を勘案する。

- ・ 保健福祉センター
- ・ 地区健康福祉ステーション
- ・ 休日（夜間）急患診療所
- ・ 地域医療拠点
- ・ 歯科保健センター及び歯科医師会館
- ・ その他、特に必要と認める場合は、臨時医療救護所を設置する。

(イ) 医療救護班の編成

区本部医療救護班（班の編成については、川崎市災害対策本部規定に準ずる。）、川崎市医師会等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成し、主に軽傷者の医療に当たる。

a 区本部医療救護班

区本部医療救護班は、武力攻撃災害の規模等に応じて医師、医療従事者及び事務職等により、医療救護班を編成するとともに、川崎市医師会等の医療救護班との連絡調整体制を確立する。

b 川崎市医師会

市は、川崎市医師会に対し、武力攻撃災害の規模及び患者の発生状況に応じ、各休日急患診療所を拠点として医師を班長とする医療救護班（現場医療救護班、待機医療救護班、収容医療救護班）を編成し、医療救護に当たるよう要請する。

c 地域の医療関係団体

市は、川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会、川崎地区ケア輸送連絡会に対し、武力攻撃災害の規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所に派遣するよう要請する。

d 川崎市医療救護ボランティア

災害時における川崎市医療救護ボランティア登録者は、武力攻撃災害の規模等に応じ、登録した医療救護所において、市職員と協力して医療救護活動を行う。

(ウ) 医療救護班の出動

a 区本部医療救護班の出動指示

市長及び区長は、多数の人が殺傷される等の緊急を要する場合、区本部医療救護班に出動を指示するとともに、川崎市医師会長及び川崎市病院協会長にその旨を通知する。

b 川崎市医師会医療救護班の出動要請

市長は、武力攻撃災害の規模及び患者の発生状況に応じ、医療救護班の出動を必要とする場合、川崎市医師会長に出動要請を行う。

c 川崎市医師会長等の指示による出動

川崎市医師会長は、多数の人が殺傷される等の緊急を要する場合にあって、医療救護班の出動について市長と協議するいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができるものとする。また、区医師会長は、多数の人が殺傷される等の緊急を要する場合にあって、市医師会長の指示を受けるいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができるとされている。（この規定は各班長にも適用するとされている。）この場合、川崎市医師会長は市長又は区長にその旨を通知するものとする。

d 市長は、前述の医師会への出動要請等に係る事項に準じ、その他の地域の医療関係団体への出動要請等を行う。

(エ) 医療救護班の活動

医療救護班は、次に掲げる活動を行う。

- ・ トリアージ
- ・ 応急医療
- ・ 患者搬送指示
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 看護
- ・ 助産
- ・ 死亡の確認
- ・ 死体の検案

エ 被災傷病者の収容医療施設

(ア) 病院等の収容医療施設への搬送受入要請

市長は、武力攻撃災害の規模及び患者の発生状況に応じ、被災傷病者の搬送受入が必要な場合、川崎市病院協会長に迅速な対応を要請する。

この場合において、川崎市病院協会長は、市内の全収容医療施設（川崎市病院協会及び川崎市救急告示医療機関協会）に対し、直ちに被災傷病者の外来治療に応ずるとともに、医療救護所から搬送される重傷（症）者等の受入に可能な限り応じるよう指示するものとされている。

(イ) 病院等の収容医療施設の被災状況等の把握、報告

市は、収容医療施設の被災状況、医療救護活動状況、稼働可能病床数又は収容可能能力を速やかに把握し、区本部、医療救護所及び関係機関に必要な情報の伝達を行う。

(ウ) 活動内容

収容医療施設の活動は次のとおりとする。

- ・ 被災傷病者の応急措置を含む外来治療
- ・ 搬送される被災傷病者の入院を含む受入
- ・ トリアージ
- ・ 妊産婦への対応
- ・ 被災医療施設からの転院患者の受入
- ・ 死亡の確認

(エ) 患者の搬送

市長は、医療救護所から照会される重症者等の収容医療施設を選定するとともに、被災収容医療施設からの患者の他施設への転送を含む患者の搬送について、関係機関に依頼するものとする。重症者等の搬送については、原則として消防部の救急車で実施するが、必要に応じ、陸路・海路・空路による搬送を関係機関に依頼するものとする。

(オ) 医薬品等の確保

市は、医療救護班が使用する医薬品・医療資材を、計画的に備蓄する。

市は、医療救護所及び収容医療施設において使用する医薬品等について不足が生じた場

合、川崎市薬剤師会等との協定に基づき医薬品等を調達する。なお、市は、血液製剤について不足が生じた場合は、県へ支援を要請するものとする。

オ 応援要請

市長は、医療に必要とする人員、医療資器材の数量、あるいは後方収容医療施設の確保など、医療救護活動に不足が認められた場合、国・県・他の自治体ならびに関係機関に対し、応援を要請し、派遣場所、派遣手段などの調整を行う。

なお、要請する応援の項目は、次のとおりとする。

(ア) 医療救護班の派遣

市は、市において対処することが困難な規模の被害が発生した場合における医療を確保するため、医療救護班の派遣を要請する。

(イ) 医薬品等の提供

市は、市における医療救護活動における医薬品等の確保に不足が認められる場合、医薬品等の供給・搬送を要請する。

(ウ) 後方収容医療施設の確保

大規模な被害の発生時においては、広域協力体制に基づく被災地外の後方収容医療施設の確保を要請し、被災重症者等の受入・搬送体制を確立する。

(6) 被災者の捜索及び救出

市は、県警察等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

(7) 遺体の捜索、収容及び処理 **《健康福祉局》**

市は、武力攻撃災害により、行方不明者又は死者が多数発生した場合において、遺体の捜索、収容及び処理について、関係機関の協力を得て遅滞なく処理する。

ア 行方不明者の捜索

市は、区本部及び消防部とともに、所轄警察署、海上保安部等、自衛隊派遣部隊等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明になり、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者の遺体の捜索を行う。

市は、捜索によらず遺体が発見されたときに、遺体を発見若しくは取り扱った者が直ちに所轄警察署及び直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

イ 遺体の収容及び処理

(ア) 遺体の収容

区長は、災害発生後、速やかに遺体安置所を開設し、遺体を収容する。その際に、遺体搬送者から必要事項を聴取し、記録する。

- ・ 遺体の検視・調査等

所轄警察署は、遺体の検視・調査等を行うとされている。

- ・ 遺体の検案

法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師は、遺体の検案を行うとされている。

- ・ 遺体安置所の設置場所

市は、次の表のとおり遺体安置所を設置する。

名 称	所 在 地
川崎市体育館※	川崎区富士見1-1-4
幸スポーツセンター	幸区戸手本町1-11-3
石川記念武道館	幸区下平間357
とどろきアリーナ	中原区等々力1-3
高津スポーツセンター	高津区二子3-15-1
高津高等学校体育館	高津区久本3-11-1
宮前スポーツセンター	宮前区犬藏1-10-3
多摩スポーツセンター	多摩区菅北浦4-12-5
麻生スポーツセンター	麻生区上麻生3-6-1

※ 平成26年12月から平成29年10月（予定）まで再整備で使用不可のため、かわさき健康づくりセンター（川崎区渡田新町3-2-1）を代替施設とする。

(イ) 納棺用品等の調達

市は、遺体安置所の開設に合わせて、納棺用品等を調達する。

(ウ) 遺体の処理

- ・ 遺体の処置等

市は、遺体の識別及び人道上の見地から、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存等の処置を実施し、「遺体処理票」及び「火葬・埋葬台帳」を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。

- ・ 身元の確認

市は、所轄警察署等の関係機関、町内会・自治会等の協力を得て、遺体の身元の確認と身元引受人の発見に努める。

- ・ 身元が明らかになった遺体の取扱い

市は、所轄警察署による見分・検視及び医師による検査が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す場合、この事務を協力して行う。

- ・ 身元不明遺体の取扱い

市は、所轄警察署から引き渡しを受けた身元不明遺体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律

第93号)により行旅死亡人として、遺体及び所持品を写真撮影し、人相、着衣、特徴等を記録し、遺品等を保管する。

- 広報

市は、県警察等の関係機関と連携・協議の上、死亡者及び身元不明者等の発表を統一的に行う。

(イ) 遺体の輸送

市長は、葬祭場へ遺体を輸送する場合は、靈柩自動車の確保に努める。

(オ) 火葬

市は、遺族が火葬を行うことが困難である場合又は遺族のいない遺体については、検視・検案等必要な処理が済み次第、早急に火葬を実施する。

- 火葬の実施場所について考慮すべき事項

市は、かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑において火葬を実施する。

市は、大規模な武力攻撃災害が発生し、かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑の処理能力を超える場合は、神奈川県広域火葬計画に基づき、県に対し協力を要請するほか、関係機関、事業者、近隣の自治体に対して、遺体の安置、保存搬送、火葬について協力を求める。

- 火葬の内容

市は、速やかに火葬を実施するものとし、棺(付属品を含む)、骨っぽ及び骨箱を準備する。

(8) 埋葬及び火葬場所

遺体の埋葬及び火葬は、次の場所において行うものとする。

ア 火葬場所 [《健康福祉局》](#)

名 称	所 在 地	炉基数	処理能力
かわさき南部斎苑	川崎区夜光3-2-7	12基	72体(1日)
かわさき北部斎苑	高津区下作延6-18-1	16基	96体(1日)

イ 燃骨の仮貯蔵場所 [《建設総政局》](#)

名 称	所 在 地
緑ヶ丘靈堂 (緑ヶ丘靈園内)	高津区上作延33番地

(9) 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器他必要な通信設備を確保する。また、避難所において避難者が無料で使用でき、通信規制時においても繋がりやすい災害時優先電話である特設

公衆電話を、避難所開設に合わせ迅速に利用が可能となるよう、事前に、電話回線と必要な機器を整備する。

(10) 学用品の給与 **《教育委員会》**

市は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を給与する。

(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺にもたらされた障害物の除去

市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

4 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項 **《危機管理室・健康福祉局・病院局・消防局・各区役所》**

市は、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動を実施する。

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

ア 救護班を編成し、緊急被ばく医療活動を行う場合、国等の支援、指導の下に、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を講ずる。

イ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージ（傷病者の治療優先順位を決定すること。）や汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の枠組みに従い、必要に応じて感染症指定医療機関等への患者の移送及び入院措置を行う。また、医療関係者に対してワクチン接種を行うなどの防護措置を講ずる。

イ 国からの協力要請に応じて、国等の支援、指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

国からの協力要請に応じて、国等の支援、指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。

5 救援の際の物資の売渡し要請等

《危機管理室・経済労働局・健康福祉局・まちづくり局・病院局・各区役所ほか》

市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の要請等を行うことができる。

なお、市長は、これらの要請等を行うに当たっては、措置を実施するために必要最小限のものに限るとともに、公正かつ適正な手続の下に行う。

(1) 要請等の内容

ア 物資の売渡し要請等

- (ア) 市長は、救援を行うため必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品等の物資であつて、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、所有者が正当な理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができる。
- (イ) 市長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命ずることができる。
- (ウ) 市長は、救援を行うため必要がある場合は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

イ 土地等の使用

市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用することができる。この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明のときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

ウ 医療の実施の要請

市長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

(2) 公用令書の交付

市長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。

(3) 立入検査

市長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うために必要があるときは、その職員に特定物資の保管場所等や土地等に立ち入り、特定物資や土地等の状況を検査させることができる。この場合において、当該措置を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

(4) 要請等に応じて医療を行う者の安全確保

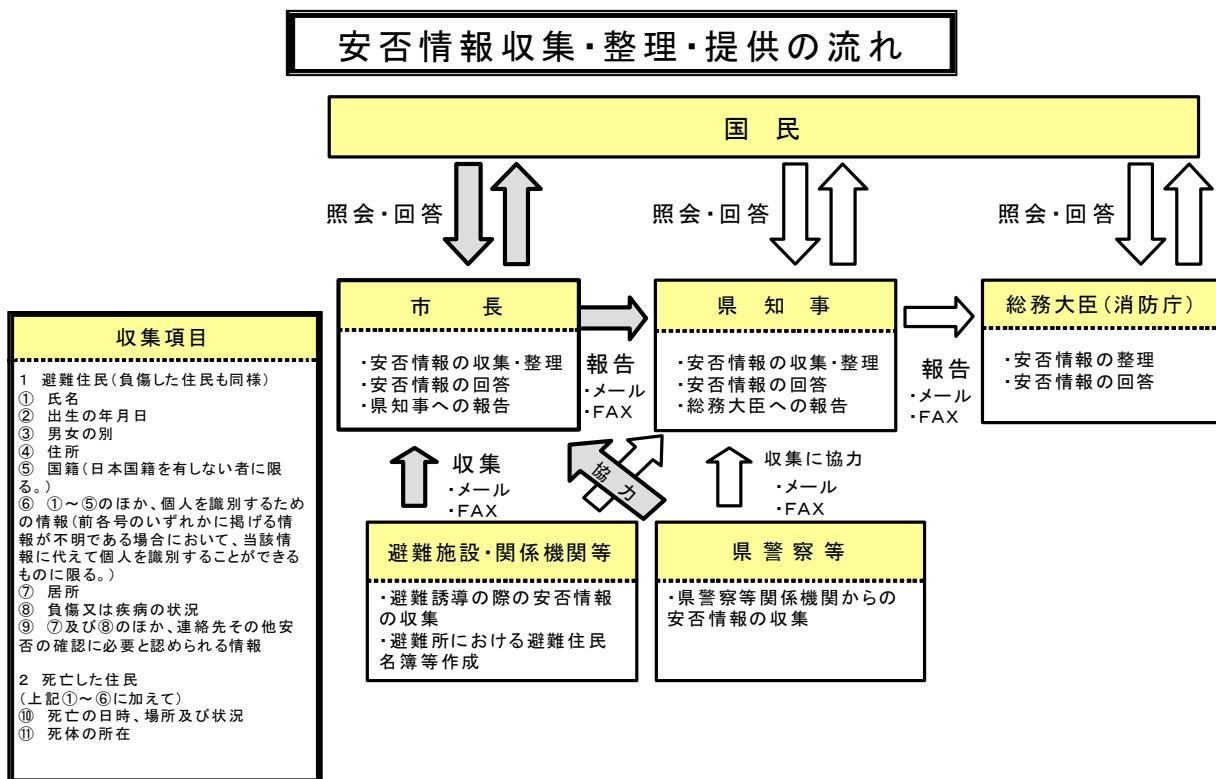
市長は、医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

《危機管理室・市民・こども局・健康福祉局・教育委員会・各区役所など》

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、次のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力をよう要請する。なお、当該協力は各機関の業務の範

囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）に規定する安否情報報告書の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムを利用できない場合は、安否情報報告書に、必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方針によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する安否情報照会書の様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証等）を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。ただし、当該書類を提示又は提出できない場合は、別に定める方法により、確認を行う。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する安否情報回答書の様式により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報回答書の様式により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、あらかじめ定める安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社神奈川県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処 《危機管理室・関係各局(室)区》

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報 《各局(室)区》

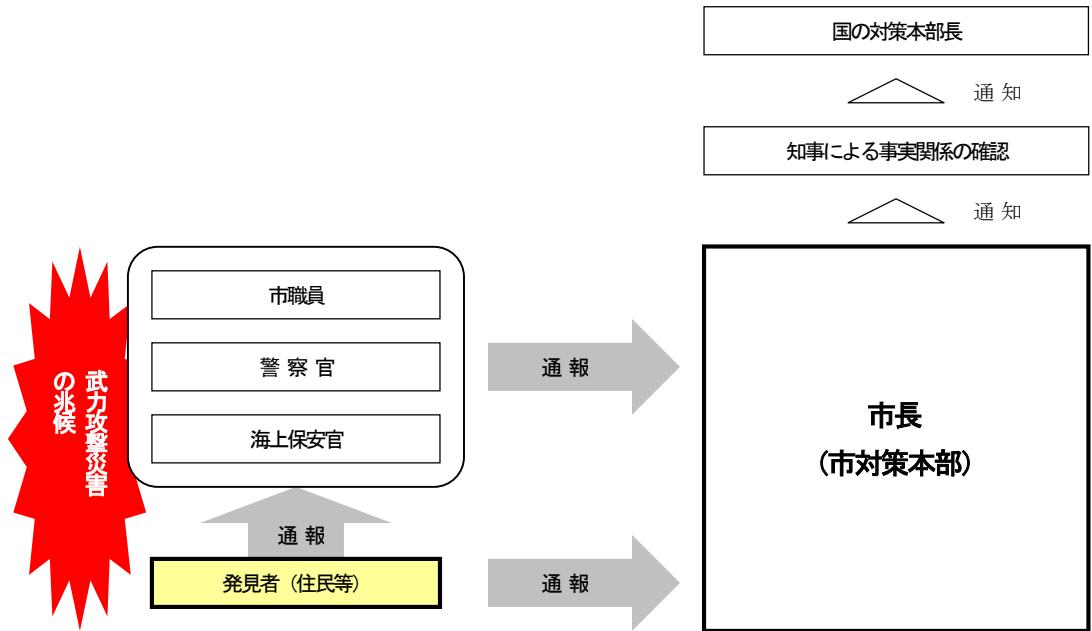
(1) 市長への通報

市職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、市職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

武力攻撃災害の兆候の通報



第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示 《危機管理室・関係各局(室)区》

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

- ・「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- ・「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ア N B C攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を提供するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定 **《危機管理室・総務局・市民・こども局・消防局・各区役所》**

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等 《関係各局(室)区》

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等 **《危機管理室・消防局・健康福祉局・病院局・ほか関係各局(室)区》**

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資器材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資器材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行った場合及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、

知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国の対策本部及び県の対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資器材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資器材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防局長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第3 生活関連等施設における災害への対処等 《危機管理室・消防局・ほか関係各局(室)区》

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資器材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 **《危機管理室》**

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

ア 市域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

イ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの又は、国民保護法施行令第28条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの

【措置】

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止 **《危機管理室》**

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法及び同法に基づき作成された、神奈川県石油コンビナート等防災計画（以下「県コンビナート防災計画」という。）に定める措置を行うことを基本とする。

市は、本市の特別防災区域において、武力攻撃災害が発生した場合、県コンビナート防災計画に基づき、市長を現地本部長とする、石油コンビナート等現地防災本部を設置し、知事を本部長とする石油コンビナート等防災本部と連携して対応を図る。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等

《危機管理室・消防局・関係各局(室)区(健康福祉局・病院局ほか)》

国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処等の実施に当たっては、防災基本計画（原子力災害対策編）、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）及び市地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）に定められた措置を講ずることを原則とする。なお、武力攻撃原子力災害等の特殊性に鑑み、状況に応じて対処を行うものとする。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、川崎区浮島町地内及び麻生区王禅寺地内に所在する原子力関連施設等が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

このような場合において、原子力関連施設は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報については、防災基本計画（原子力災害対策編）、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）及び市地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）の定めの例により行う。

イ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知

に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

ウ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

※【原子力事業所に対するテロ攻撃等の発生に伴う初動対応について】

武力攻撃原子力災害が発生した場合及び発生するおそれがある場合には、国民保護法第105条に基づき、原子力災害対策特別措置法の規定を読み替えて準用し、対処することとされている。

国民保護法第105条によると、原子力防災管理者は、武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあると認めるときは、政令で定めるところにより、直ちに、その旨を指定行政機関の長、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事へ通報しなければならず、また、指定行政機関の長は、当該通報を受けたときは、国民保護計画の定めるところにより、直ちに、その旨を国の対策本部長に報告するものとされている。

仮に、事態認定前に、原子力事業所に対するテロ攻撃が発生し、原子力防災管理者から指定行政機関の長に対し当該通報がなされた場合、国は、当該通報を契機として事態認定を行い、所要の措置が講じられる可能性がある。したがって、市は、事態認定前に、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、市地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）に定めた応急対策に備えるとともに、本計画第3部が定めるところにより、初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置の確保を行う。また、当該原子力事業者は、直ちに原子炉の運転を停止するなど必要な措置を講じるものとする。

(2) モニタリングの実施

市は、県が実施する緊急時モニタリングへの協力については、防災基本計画（原子力災害対策編）、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）及び市地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）の定めの例により行う。

(3) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、防災基本計画（原子力災害対策編）、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）及び市地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）の定めの例により、同協議会と必要な連携を図る。なお、国の現地対策本部は原則として緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に設置されるが、被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置される。

イ 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状

況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。なお、専門家の派遣等については、防災基本計画（原子力災害対策編）、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）及び市地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）の定めの例によるものとする。

（4）住民の避難誘導

- ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- イ 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。
- ウ 市は、武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、周辺住民の心理的動搖・混乱を招かぬ様に、的確かつ迅速に広報を行うなど、異常事態による影響をできる限り小さくするため、直ちに防災行政無線、広報車等を活用し市民広報を実施するほか、災害時における放送要請に関する協定に基づき、放送機関に対し、市民広報を依頼する。

※【参考：武力攻撃原子力災害が発生した場合の住民の避難誘導について】

基本指針によると、武力攻撃原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、原子力事業所に近接している地域が放射性物質等による被害を受けるおそれがあることから、原子力事業所周辺地域における住民の避難については、次のような措置を講ずるものとされている。なお、本市の対象となる施設については、予防的防護措置を準備する区域（P A Z）又は緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）に相当する地域等の指定はなく、原子力災害対策重点区域の指定についても、当該原子力事業所の施設内で完結しているが、これら対応については、基本指針における対応を参考に、災害の規模等に応じて柔軟に対応することとする。

- ・対策本部長は、予防的防護措置を準備する区域（P A Z）に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ必要があると認めるときは、屋内避難を指示するものとする。また、緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。なお、緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）に相当する地域外についても、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、同様の措置を指示するものとする。
- ・屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意する。

（5）市の消防機関の警防活動の留意点

市の消防機関は、災害現場にあっては、核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者、放射線取扱主任者又はこれらの者と同等以上の知識及び経験を有する者等から放射線防護上必要な情報、

助言等の協力を得て、警防活動を実施する。

(6) 医療活動

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用や避難所等におけるスクリーニングの実施等については、防災基本計画（原子力災害対策編）、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）及び市地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）の定めの例により行う。

(7) 食品等による被ばくの防止・汚染飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物等の摂取制限等の措置について、防災基本計画（原子力災害対策編）、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）及び市地域防災計画（都市災害対策編「原子力災害の防災計画」）の定めの例により行う。

(8) 職員の安全の確保

市は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

市の消防機関は、放射線作業者の緊急作業に係る実効線量当量限度が、100mSvとなっていることに留意し、警防活動を実施する。放射性物質又は放射線の異常な漏えい又はそのおそれのある事故現場で、警防活動に従事した隊員については、隊員ごとに実効線量当量の測定結果を記録し、健康管理に努める。

(9) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるよう知事が要請するよう求める。

2 N B C攻撃による災害への対処《危機管理室・消防局・関係各局(室)区(健康福祉局・病院局ほか)》

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資器材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を

通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要に応じ、現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資器材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。なお、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、関係機関と連携して、保健福祉センターによる消毒等の措置を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の関係部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

対象物件等	措置
1号 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、次の事項を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号 生活の用に供する水	管理者に対し、次の事項を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号 死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号 飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号 建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号 場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。（国民保護法施行令第31条第4項）

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ア 当該措置を講ずる旨
- イ 当該措置を講ずる理由
- ウ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所。）
- エ 当該措置を講ずる時期
- オ 当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長又は消防局長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告 《危機管理室・消防局》

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

○ 被災情報の収集及び報告

- ア 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- イ 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ウ 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- エ 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置 《健康福祉局・関係各局(室)区》

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次とおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

ア 活動体制

各区役所は、健康福祉局と連携して、防疫及び保健衛生に関する作業班を編成し、次の応急対策活動を実施する。

- ・ 感染症の発生予測、発生規模の把握及び系統調査の実施
- ・ 患者及び保菌者を早期発見、入院勧告を行った場合の患者搬送に係る健康安全室への依頼、流行を防止するための調査の実施
- ・ 患者発生施設の消毒及び周辺の衛生のための害虫駆除を実施
- ・ 食品取扱施設の衛生監視、不良食品の排除を実施
- ・ 被災動物（犬、猫等）の保護・収容及び指定（危険）の被災状況を把握するとともに、所有者等に逸走防止等を図るよう指示
- ・ 環境関係営業施設（公衆浴場・理美容所他）の監視、衛生指導を実施する。

イ 避難所等の防疫

災害発生時に設置された避難所等に対して、感染症のまん延を防止するため、施設管理者へ必要に応じて消毒の指導を実施する。

ウ 予防接種

検疫調査の結果、感染症が確認された場合は、感染地区を指定するとともに、臨時予防接種の計画を策定し、実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のた

めの管理指導措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) 保健医療対策

ア 健康管理・健康相談

市は、衛生状態の悪化による感染性疾患の蔓延や栄養不良、蓄積するストレスやP T S D（心的外傷後ストレス障害）等を軽減させるために、次により各保健福祉センターの医師、医療従事者等を中心とした支援を行う。

市は、被災者の健康管理に際してスタッフに不足が生じた場合は、国・県・他の自治体等に派遣要請をするものとする。

(ア)在宅におけるひとり暮らし高齢者や要介護者、障害者等への訪問

(イ)避難所における生活衛生環境の整備と被災者の健康調査・保健指導

(ウ)被災者への保健情報の提供と広報活動

イ 精神保健（メンタルケア）対策

市は、武力攻撃災害がもたらすP T S D等の「心の傷」に対応するため、精神科救護本部を設置するとともに、各保健福祉センターに精神科救護所を設置して精神保健対策活動を行う。なお、精神科救護活動に際してスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、他の自治体・医療関係団体等に協力を要請するものとする。

また、注意すべき点としては、救護所の設置のみに頼らず、被災者が相談しやすい環境づくりに十分配慮し、積極的な情報収集を心がける。

ウ 被災動物の保護

市は、被災動物（犬、猫等）の保護・収容を実施し、被災者同行動物の適正飼養のための支援を行う。

2 廃棄物の処理 《環境局・関係各局（室）区》

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきこと

を指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水を始め生活関連物資等の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 《経済労働局・関係各局(室)区》

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、事業者、団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- (2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、関係機関や避難所等との連絡調整を図りつつ、必要な情報収集を行なうとともに、住民への情報提供に努める。また市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次に掲げる措置を講ずる。
 - ・ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）に基づく物資の売渡しの指示及び命令等
 - ・ 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づく物資の標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表等
 - ・ 物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく統制額を超える契約等に対する例外許可等

2 避難住民等の生活安定等 《財政局・教育委員会》

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する場合には、必要に応じて、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律又は条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は市税の納付若しくは納入に関する期限の延長並びに市税（滞納金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保 《建設総務局・港湾局・上下水道局・関係各局(室)区》

(1) 水の安定的な供給

水道事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた

送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路及び港湾及びヘリポート等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

市は、**1949年8月12日**のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）（以下「第一追加議定書」という。）に規定される赤十字標章及び身分証明書（以下「赤十字標章等」という。）、国際的な特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

第一追加議定書において規定される赤十字標章等及び文民保護の国際的な特殊標章等は、国民の保護のために重要な役割を担う医療行為若しくは、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者若しくはその団体又はその団体が行う職務等に使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等の機器（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

（1）赤十字標章等



ア 標章

第一追加議定書第8条(1)に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオネン及び太陽から成る。）。

イ 信号

第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は次のとおり。）。

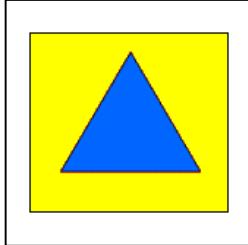
 (この証明書を発給する 国及び当局の名を記載 するための余白) 身分証明書  軍の 医療 宗教 要員以外の 常時の 医療 宗教 要員用 氏名 生年月日(又は年齢) 識別のための番号がある場合にはその番号 この証明書の所持者は、次の資格において、「千九 百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び千 九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国 際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定 書(議定書I)によって保護される。 発給年月日 証明書番号 発給当局の署名 有効期間の満了日 	身長 眼の色 頭髪の色 その他の特徴又は情報 所持者の写真 印章 所持者の署名若しくは押 印又はその双方
--	--

(第一追加議定書付属書Iに規定する身分証明書のひな型)

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。

(2) 特殊標章等



ア 特殊標章

第一追加議定書第**66条3**に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

イ 身分証明書

第一追加議定書第**66条3**に規定される身分証明書(様式のひな型は次のとおり。)

 (この証明書を発給する 国及び当局の名を記載 するための余白) 身分証明書  文民保護の委員用 氏名 生年月日(又は年齢) 識別のための番号がある場合にはその番号 この証明書の所持者は、次の資格において、「千九 百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び千 九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国 際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定 書(議定書I)によって保護される。 発給年月日 証明書番号 発給当局の署名 有効期間の満了日 	身長 眼の色 頭髪の色 その他の特徴又は情報 武器 所持者の写真 印章 所持者の署名若しくは押 印又はその双方
--	---

(第一追加議定書付属書Iに規定する
文民保護の委員の身分証明書のひな型)

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る職務等のために使用される場所等。

3 赤十字標章等の交付及び管理 《健康福祉局・各区役所》

市長は、国が定めた「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参考官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、次に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- (1) 避難住民等の救援に従事する医療機関及び医療関係者
- (2) 避難住民等の救援に必要な援助についての協力に従事する医療機関又は医療関係者
(上記に掲げる者の委託により医療に係る業務に従事する者を含む。)

4 特殊標章等の交付及び管理 《危機管理室・消防局・各区役所》

市長、消防局長は、国が定めた「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参考官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- (1) 市長
 - ・市の職員(消防局長の所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - ・消防団長及び消防団員
 - ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 消防局長
 - ・消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - ・消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

5 特殊標章等に係る普及啓発 《危機管理室・健康福祉局・消防局・各区役所》

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4部 復 旧 等

第4部 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方 《危機管理室》

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、二次災害を含めた被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資器材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧 《環境局・建設緑政局・港湾局・交通局・上下水道局・関係各局(室)区》

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、ヘリポート施設、港湾施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧 《関係各局(室)区》

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 国における法制整備等を踏まえた復旧の実施

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 《関係各局(室)区》

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の復帰のための措置に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5部 緊急対処事態への対処

第5部 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1部第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

第6部 資料編

用語集

【あ 行】

○ RDD

Radiological (放射性) dispersion (散布) device (装置) の総称

ダーティボム (汚い爆弾) に代表される、放射性物質などの核汚染物質を詰めた爆弾とは異なり、直接的・積極的な殺傷や破壊よりも、放射性物質を放置若しくは散布すること等により、放射能汚染を引き起こすことを意図した装置

○ 安否情報

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報

○ e-ラーニング (electronic learning)

情報技術を用いて行う学習 (学び)

○ NBC

Nuclear (核) 、 Biological (生物) 、 Chemical (化学) の総称

核兵器 (核爆弾・核弾頭ミサイル等の兵器) ・生物兵器 (炭疽菌・天然痘菌等の兵器) ・化学兵器 (サリン・VXガス・マスタードガス等の兵器) の総称

○ LGWAN (エルジーワン Local Government WAN)

地方自治体のコンピューターネットワークを相互接続した広域ネットワーク。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANにも接続されている。

【か 行】

○ 化学剤

化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの (サリン、VX等)

○ 火災・災害等即報要領

火災、事故等が発生した場合、市町村長は当該要領 (昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知) に基づき、県及び総務省消防庁に通知することが義務付けられている

○ 危険物質等

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質 (生物を含む。) で政令で定めるもの

○ 基本指針

国民の保護に関する基本指針 (平成17年3月25日閣議決定)

国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基

準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの

○ **緊急情報ネットワークシステム（E m—N e t）**

LGWAN（地方自治体のコンピューターネットワークを相互接続した広域ネットワーク）を利用した国と地方公共団体間で緊急情報を通信するシステム

○ **緊急対処事態**

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

○ **緊急対処事態対策本部**

内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けた場合に、市長が設置する川崎市緊急対処事態対策本部

○ **緊急対処事態対処方針**

緊急対処事態に至った場合に政府が定める緊急対処事態に関する対処方針

○ **緊急対処保護措置**

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置

○ **緊急通報**

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの

○ **国の対策本部**

対処基本方針が定められた場合に、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部

○ **国の対策本部長**

武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）

○ **警報**

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発令するもの

○ **県**

神奈川県知事及びその他の執行機関

○ **県国民保護計画**

国民保護法第34条に基づき県が作成する国民の保護に関する計画

○ **県の対策本部**

内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けた場合に、知事が設置する神奈川県国民保護対策本部

○ **県の対策本部長**

神奈川県国民保護対策本部長（神奈川県知事）

○ **国際人道法**

武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法（ジュネーヴ諸条約等）

○ **国民保護措置**

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置

○ **国民保護等派遣**

防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項の要請を受けた場合や、国の対策本部長から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣

○ **国民保護法**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）

○ **国民保護法施行令**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）

【さ 行】

○ **市**

市長及びその他の執行機関

○ **市国民保護協議会**

国民保護法第39条に基づき設置され、市域に係る国民保護措置に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べる機関

○ **市国民保護計画**

国民保護法第35条に基づき市が作成する国民の保護に関する計画

○ **自主防災組織**

住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織

○ **市対策本部**

内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けた場合に、市長が設置する市国民保護対策本部

○ **市対策本部長**

市国民保護対策本部長（市長）

○ **指定行政機関**

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省

○ **指定地方行政機関**

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの

○ **指定公共機関**

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの

○ **指定地方公共機関**

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの

○ **生活関連等施設**

- ・ 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等）
- ・ その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）として、国民保護法施行令第27条に規定する施設

○ **生物剤**

生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの

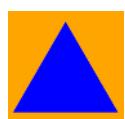
○ **赤十字標章等及び特殊標章等**

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する

追加議定書（議定書Ⅰ）（略称「第一追加議定書」）において規定される標章等で、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為若しくは国民保護措置を実施する者若しくはその団体又はその団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。



（赤十字標章：白地に赤十字）



（特殊標章：オレンジ色地に青の正三角形）

○ 全国瞬時警報システム（J—ALERT）

通信衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム

○ SOLAS条約（海上人命安全条約）

1912年のタイタニック号海難事故を受けて制定された、船舶の安全確保を目的とする国際条約。

米国同時多発テロ（平成13年9月）を受け、平成14年12月に改正され、外航船と港湾施設の保安対策の強化が義務づけられた。

【た 行】

○ 対処基本方針

武力攻撃事態等に至った場合に、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針

○ ダーティーボム（汚い爆弾）

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

○ 治安出動

一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動

○ トリアージ

人材・資源の制約の著しい災害医療において、最善の救命効果を得るために、多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別し、治療の優先度を決定すること。

【は 行】

○ 避難先地域

国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）

○ **避難施設**

　　住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ市長が指定する施設

○ **武力攻撃**

　　我が国に対する外部からの武力攻撃

○ **武力攻撃災害**

　　武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

○ **武力攻撃事態**

　　武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【政府見解】

　　「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合をいうもの

○ **武力攻撃事態等**

　　武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態

【武力攻撃予測事態】（政府見解）

　　武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し武力攻撃が予測されるに至った事態

　　その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの

○ **防衛出動**

　　武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動

(平成27年3月16日 神奈川県知事協議終了)

川崎市国民保護計画

[事務局] 川崎市総務局危機管理室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

T E L 044(200)0337
